

第2期高知家の子どもへの貧困対策推進計画

令和2年3月

高知県

はじめに

子どもたちの貧困は、世代間の連鎖を通じて、子どもたちの将来への夢や希望を奪うことにもつながりかねない問題です。

そうした中、一定数の子どもたちが、生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった困難な状況に置かれています。



このため、本県では、こうした厳しい環境にある子どもたちへの支援を喫緊の課題と捉え、子どもたちの環境の改善に関する施策については、直ちに実行に移す必要があるとの思いから、平成27年度から教育や福祉の分野などを中心に対策を強化し、課題解決に向けて必要となる支援策や、成果目標などを取りまとめて推進してしてきました。

第2期計画における基本的な取組の方向性としましては、子どもたちの発達や成長の段階に応じて、幼少期においては生活や就労面などの保護者への手厚い支援を中心とし、学齢を重ねるに従って学びの場や居場所づくりなどの子どもたち自身を見守り育てるための支援を中心として、第1期計画で取り組んできた施策体系を継承し、取組を強化してまいります。

また、計画の実行にあたっては、日本一の健康長寿県構想や教育等の振興に関する施策の大綱などの県の主要施策と連動させ、PDCAサイクルによる検証作業などを通じて、必要なバージョンアップを図るとともに、高知家の全ての子どもたちの現在から将来が、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により閉ざされることのないように、子どもたちが夢と希望を持って、安心して育つことのできる社会の実現に向けて取組を進めてまいります。

最後に、計画策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました「高知県児童福祉審議会」委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

高知県知事 濱田 省司

目 次

第1章 第2期計画の策定にあたって.....	1
1 計画の策定趣旨.....	1
2 基本理念.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画期間.....	2
5 計画の進行管理.....	2
第2章 厳しい環境にある子どもたちの現状.....	3
1 子どもの貧困率（全国）.....	3
2 高知県子どもの生活実態調査.....	4
3 本県の世帯状況.....	5
4 生活保護世帯の状況.....	5
5 社会的養育を必要とする子どもたちの状況.....	7
6 ひとり親世帯の状況.....	7
7 厳しい環境にある子どもたちの進学等の状況.....	9
8 就学援助を受けた児童生徒の状況.....	11
9 不登校や中途退学、非行などの学校現場における現状.....	11
10 子どもたちの心と体を育む保健分野の現状.....	12
11 ひきこもりの現状.....	14
12 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移.....	14
第3章 第1期計画の成果と課題.....	15
第4章 基本的な取組の方向性と具体的な取組.....	17
1 基本的な取組の方向性.....	17
2 具体的な取組.....	18
I 子どもたちへの支援策.....	20
1 就学前教育・保育の充実.....	20
2 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化.....	20
(1) 放課後等における学習の場の充実.....	20
(2) 相談支援体制の充実・強化.....	21
(3) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進.....	22
(4) 子どもの健康づくりの推進.....	23
3 多様なニーズに対応した学びの場の提供及び就労支援.....	23

4	妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援（高知版ネウボラの推進）	24
(1)	「子ども食堂」など居場所の確保・充実	24
(2)	発達障害のある子どもを社会全体で見守り育てる地域づくり	25
5	少年非行防止対策の推進（高知家の子ども見守りプラン）	25
6	経済的負担の軽減	26
7	社会的養育の充実	27
8	児童虐待防止対策の推進（子どもたちの命の安全・安心の確保）	27
II	保護者等への支援策	29
1	親育ち支援の充実	5
(1)	保育者の親育ち支援力の強化	29
(2)	保護者の子育て力向上のための支援の充実	29
(3)	保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実	30
2	妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援（高知版ネウボラの推進）	31
3	生活・住まいへの支援	33
4	就業への支援	34
III	計画の指標及び目標	37
(参考)	令和2年度 子どもの貧困対策関連施策の一覧	40

第1章 第2期計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

日本の子どもの貧困率は、平成24年に16.3%（平成25年国民生活基礎調査）となり、過去最悪を更新しました。

こうした厳しい状況を背景として、平成26年1月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が策定されました。

なお、平成27年の日本の子どもの貧困率は13.9%（平成28年国民生活基礎調査）となり、12年ぶりに改善が見られたものの、依然として高い水準となっています。

本県においても、法に基づく県計画として、平成28年3月に「高知家の子どもの貧困対策推進計画」を策定し、教育や福祉などの分野を中心に、子どもたちや保護者等への積極的な支援に取り組んでまいりました。

このたび、第1期の計画期間が終了することから、これまでの取組状況や令和元年6月の法改正、同年11月に策定された新たな大綱を踏まえて、新たに「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。第2期計画では、「高知家の全ての子どもたちの現在から将来が、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる社会の実現」を基本理念に掲げ、厳しい環境にある子どもたちへの支援をよりいっそう充実させるため、全庁を挙げて取り組むこととしています。

なお、本計画は「第2期教育等の振興に関する施策の大綱」や「第3期高知県教育振興基本計画」、「第4期日本一の健康長寿県構想」、「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」、「第2期高知県子ども・子育て支援事業支援計画・高知県次世代育成支援行動計画（改訂版）～高知家の少子化対策総合プラン（後期計画）～」、「高知県社会的養育推進計画」など、各種計画の関連施策とも連動をさせながら、一体的に推進していくことによりその効果をより高めていきます。

2 基本理念

高知家の全ての子どもたちの現在から将来が、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる社会の実現

3 計画の位置づけ

この計画は、法第9条に基づく都道府県計画とします。

〔※法第9条第1項 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。〕

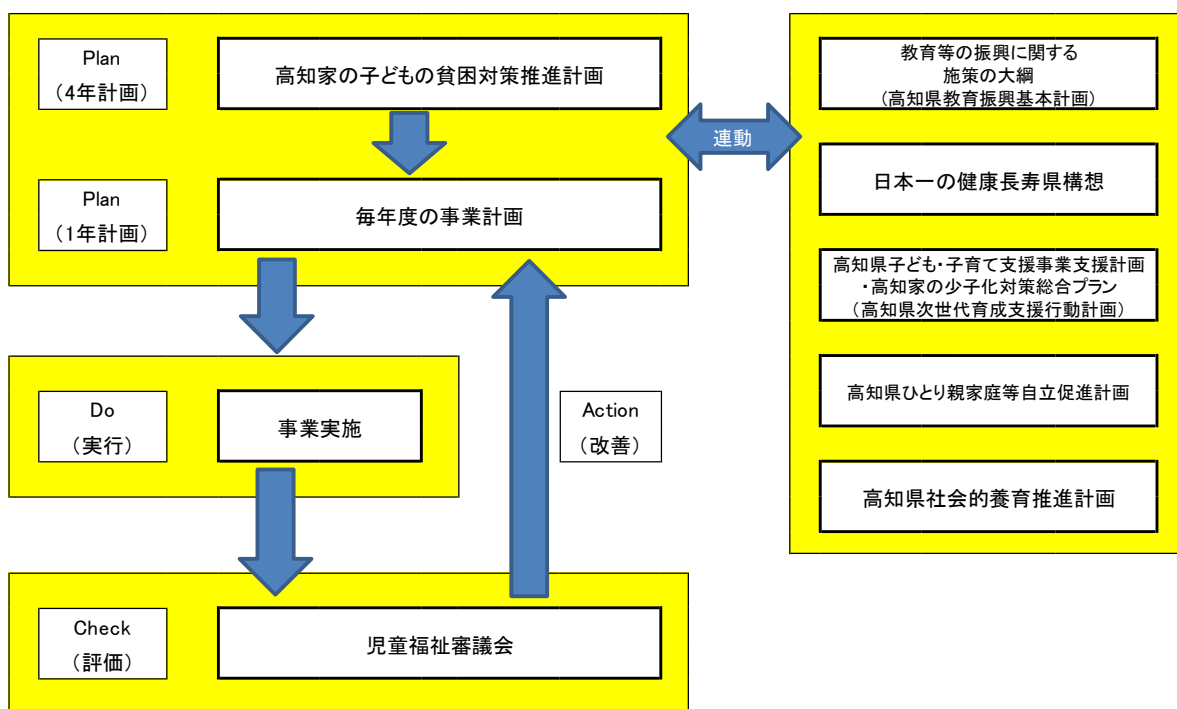
4 計画期間

この計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

5 計画の進行管理

計画の進捗管理は、PDCAサイクルを取り入れつつ、児童福祉審議会において進行管理を行い、事業の進捗状況を踏まえつつ、必要に応じて施策等の見直しを実施します。

(高知家の子どもの貧困対策推進計画の進捗管理)



第2章 厳しい環境にある子どもたちの現状

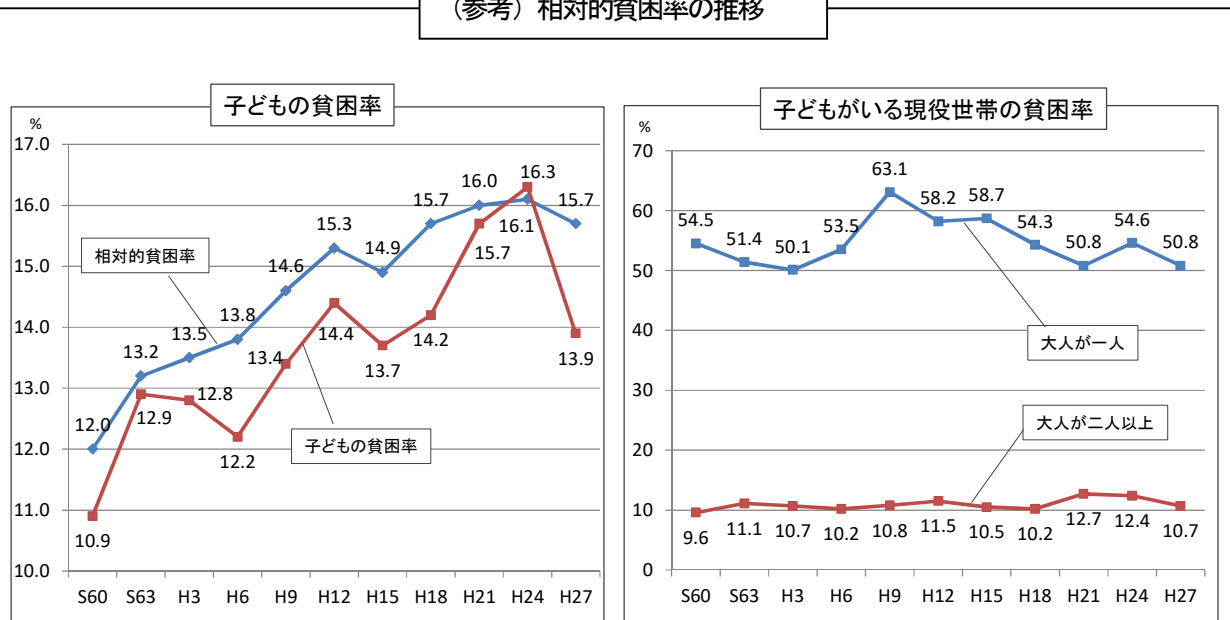
1 子どもの貧困率（全国）

厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によれば、平成27年時点で17歳以下の子どもの貧困率は13.9%であり、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。

中でも、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は50.8%と非常に高い水準となっており、ひとり親家庭の子どもたちが経済的に大変厳しい状況にあることがうかがわれます。

なお、国は、この調査結果に基づく都道府県別の数値を算出することは、推計精度を確保するうえで困難であるとしています。

(参考) 相対的貧困率の推移



	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
子どもの貧困率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯の貧困率	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7

(注) 子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）

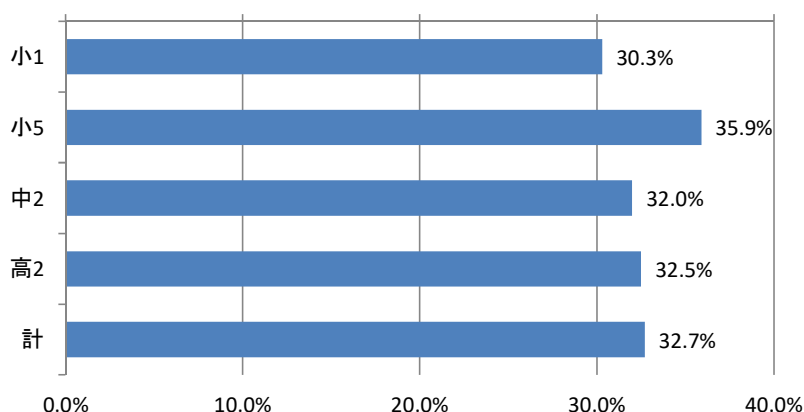
出典：厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

2 高知県子どもの生活実態調査

高知県では、平成28年度に「高知県子どもの生活実態調査」を実施しました。調査の結果、「生活困難世帯」の割合は、約33%となっています。

- なお、①低所得に該当する割合は約16%、
 ②生活必需品の非所有と回答した割合は約29%、
 ③支払困難の経験があると回答した割合は約14%となっています。

生活困難世帯の割合



子どもの貧困状態を家庭の経済的な困窮だけでなく家庭環境全体で把握するため、次の3つの要素のうち、いずれか1つでも該当する世帯を「生活困難」にある状態と定義しました。

【生活困難を定義するための要素】

要素① 低所得（等価世帯所得が135.3万円未満）

等価世帯所得^{※1}が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準^{※2}未満の世帯^{※3}と定義しました。

- ※1 世帯所得（公的年金など社会保険給付を含めた世帯所得）を世帯人数の平方根で割って調整した所得
- ※2 厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」（所得は平成26年値）の世帯所得の中央値（427万円）を平均世帯人数（2.49人）の平方根で除した値の50%である135.3万円
- ※3 低所得世帯の割合は、世帯所得の把握の方法や、可処分所得ではなく当初所得を用いている点などの違いがあるため、厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」にて公表されている「子供の貧困率」（16.3%）と比較できるものではありません。

要素② 生活必需品の非所有

生活必需品の非所有は、子どもの生活に必要と思われる環境（自宅で宿題ができる場所等）、物品（本やおもちゃ等）、いざというときに対処できるだけの貯金（5万円以上）等がない状況である場合に該当するとし、項目は学年によって適宜変更しました。

（以下の例は小1）

- (1) 子どもの年齢に合った本 (2) 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ (3) 子どもが自宅で宿題をすることができる場所
- (4) 洗濯機 (5) 炊飯器 (6) 掃除機 (7) 暖房機器 (8) 冷房機器 (9) 電子レンジ (10) 電話（固定・携帯電話を含む）
- (11) インターネットにつながるパソコン (12) 世帯専用のお風呂 (13) 世帯人数分のベッドまたは布団 (14) カーテン
- (15) 自動車 (16) 急な出費のための貯金（5万円以上）

要素③ 支払い困難経験

支払い困難経験は、水や電気、公的な健康保険など、子どもの生活に必要なもの（ライフライン）について、過去1年間に経済的理由のために支払いができなかった経験がある場合に該当するとしました。

- (1) 学校の遠征や課外授業の参加費 (2) 学校での教材費 (3) 学校の給食費 (4) 家賃 (5) 住宅ローン (6) 電気代
- (7) ガス代 (8) 水道代 (9) 電話代（固定・携帯電話を含む） (10) 公的年金・公的健康保険・公的介護保険の保険料
- (11) 通学や通学に使うバスや電車の料金 (12) 食料 (13) 子どもに必要な洋服やかばん

3 本県の世帯状況

子どものいる世帯においては、核家族世帯の割合が約8割を超えており、その割合も高まる傾向にあります。また、平成27年における共働き世帯の割合は、夫婦のいる一般世帯では48.3%と全国平均並ですが、6歳未満の子どもがいる世帯に限ると、62.5%と半数を超えており、全国数値の48.5%を大きく上回っています。(図1、図2)

図1 子どものいる世帯における核家族世帯が占める割合（高知県）

		平成17年	平成22年	平成27年
6歳未満の子どもがいる世帯	世帯数	28,739	25,374	23,049
	うち核家族世帯	23,937	21,497	20,057
	核家族世帯が占める比率	83.3%	84.7%	87.0%
18歳未満の子どもがいる世帯	世帯数	71,787	65,746	59,627
	うち核家族世帯	57,336	53,662	50,301
	核家族世帯が占める比率	79.9%	81.6%	84.4%

出典：国勢調査

図2 高知県の共働き世帯の割合

	夫婦のいる一般世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合(%)
高知県	159,614	77,079	48.3
全国	28,733,178	13,080,450	45.5

	夫婦のいる一般世帯のうち 6歳未満の子どもがいる世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合(%)
高知県	20,172	12,613	62.5
全国	4,221,075	2,046,386	48.5

出典：平成27年国勢調査

4 生活保護世帯の状況

本県の生活保護世帯数は平成25年度をピークに減少傾向にあるものの、依然高止まりしている状況です。被保護実人員による保護率（人口千対）は、現在確定している平成29年度で27.3%と全国平均16.9%（平成29年度未集計のため、平成28年度の数値）の約1.6倍となっています。

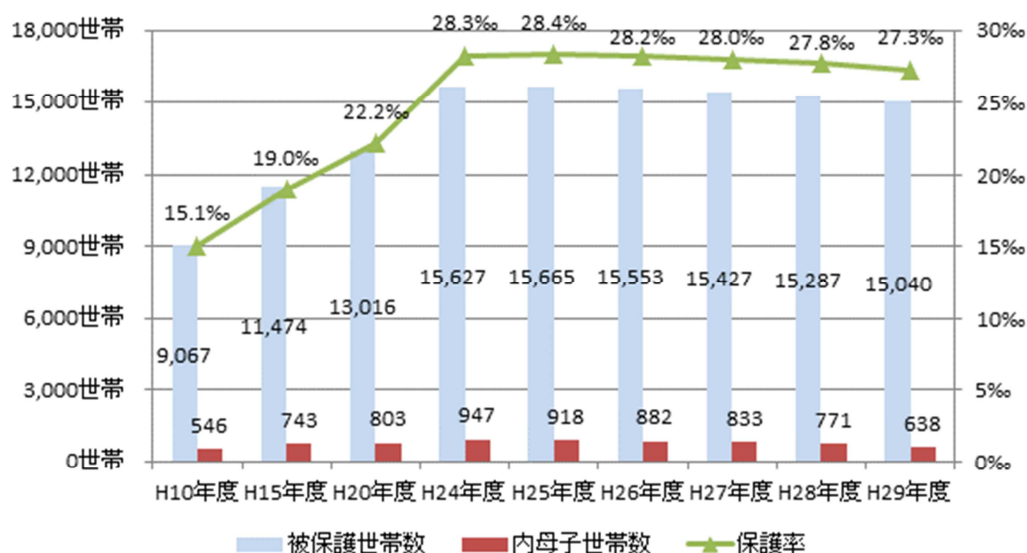
こうした状況の中、生活保護世帯に占める母子世帯及び生活保護を受給している20歳未満の子ども数は平成24年度の2,796人をピークに減少していますが、全世帯の子どもの数に占める生活保護を受給している子どもの数は、平成29年度は2,060人、1.8%となっており、全国平均1.1%の約1.6倍となっています。(図3、図4、図5)

図3 生活保護世帯数等の推移(高知県)

	H10年度	H15年度	H20年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
被保護世帯数	9,067	11,474	13,016	15,627	15,665	15,553	15,427	15,287	15,040
うち母子世帯数	546	743	803	947	918	882	833	771	638
被保護世帯数に占める割合	6.0%	6.5%	6.2%	6.1%	5.9%	5.7%	5.4%	5.0%	4.2%
保護率	15.1‰	19.0‰	22.2‰	28.3‰	28.4‰	28.2‰	28.0‰	27.8‰	27.3‰
被保護世帯の子どもの数(0～19歳)	1,570	2,097	2,267	2,796	2,688	2,548	2,423	2,273	2,060
全世帯の子どもに占める割合	0.94%	1.40%	1.69%	2.26%	2.19%	2.11%	2.05%	1.96%	1.81%
全世帯の子どもの数(0～19歳)	166,290	150,288	134,123	123,709	122,813	120,493	118,403	115,902	113,659

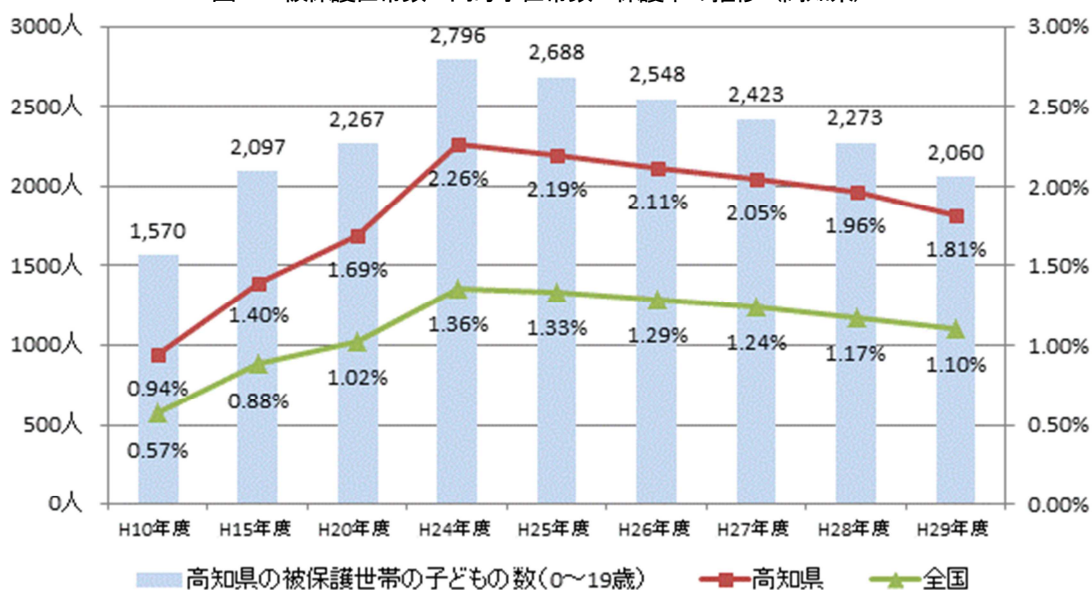
出典：生活保護統計年報（高知県）

図4 生活保護世帯の子どもの数（0～19歳）と全世帯の子どもの数に占める割合



出典：生活保護統計年報（高知県）

図5 被保護世帯数・内母子世帯数・保護率の推移（高知県）

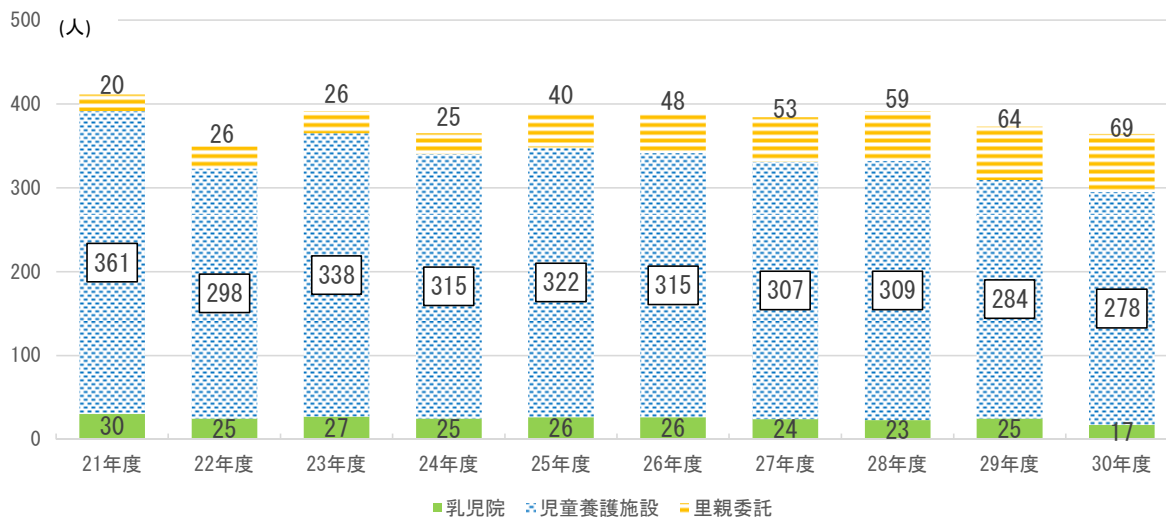


出典：生活保護統計年報（高知県）

5 社会的養育を必要とする子どもたちの状況

保護者による適切な養育が受けられない子どもたちについては、児童養護施設等での社会的養育を行っており、児童養護施設や里親委託等で400人近くの子どもたちが生活をしています。(図6)

図6 児童養護施設等入所児童及び里親委託児童数の推移(高知県)



出典：福祉行政報告例

6 ひとり親世帯の状況

平成27年の国勢調査に基づくひとり親の世帯率を見ると、全国平均が1.57%であるのに対して、本県は2.11%で全国5位となっており、ひとり親世帯が多い状況にあります。(図7)

また、ひとり親世帯の子ども数が増加するにつれ、児童扶養手当を受給している子どもの数も増加する傾向にあります(図8)。

平成27年に県が実施した高知県ひとり親家庭実態調査によれば、母子世帯の母親の就業率が92.0%(平成28年度全国:81.8%)、父子世帯の父親の就業率が89.2%(平成28年度全国:85.4%)となっていますが、就労形態で見ると、母子世帯の正職員率は56.7%で、父子世帯の87.5%と比べて大きく下回っています。(図9)

さらに、年間就労収入が200万円未満の世帯の割合が、父子世帯では28.5%であるにもかかわらず、母子世帯では56.8%と父子世帯の約2倍となっており、母子世帯は父子世帯に比べて非常に厳しい経済状況に置かれていることが分かります。(図10)

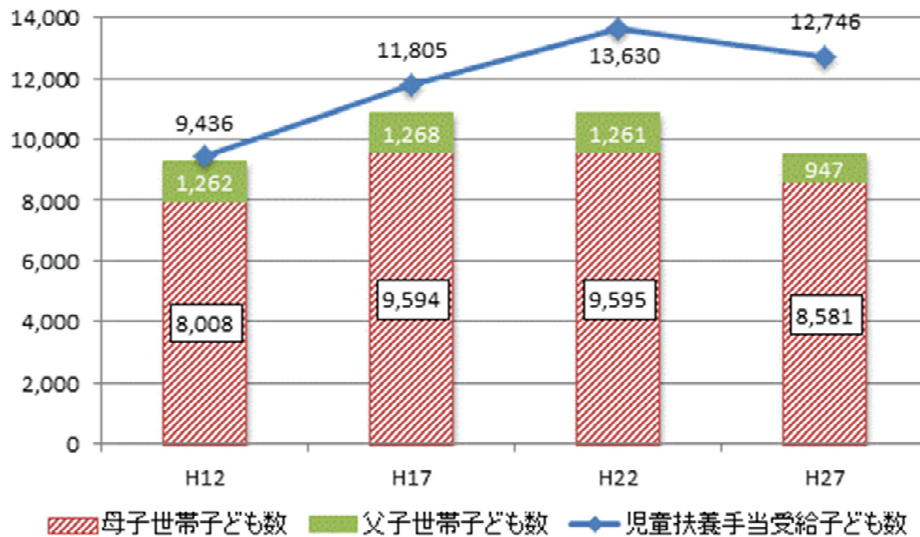
図7 ひとり親の世帯率

	一般世帯 総数 A	ひとり親世帯					
		母子世帯		父子世帯		計	
		世帯数 B	割合(%) B/A	世帯数 C	割合(%) C/A	世帯数 B+C	割合(%) (B+C)/A
全国	53,331,797	754,724	1.42	84,003	0.16	838,727	1.57
高知	318,086	5,986	1.88	728	0.23	6,714	2.11

出典：平成27年国勢調査

(注) 母子(父子)世帯とは、未婚、死別または離別の女親(男親)と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)

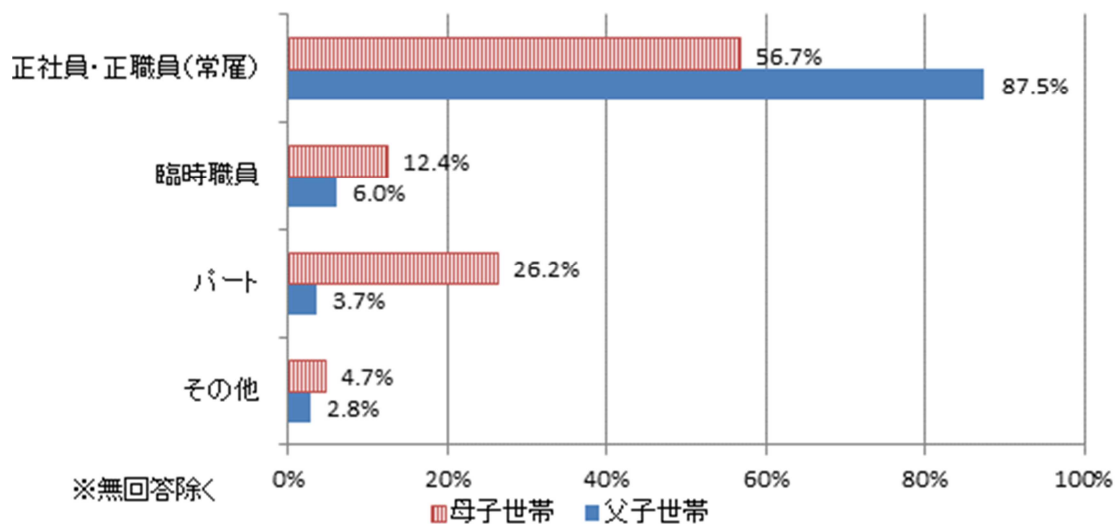
図8 ひとり親世帯子ども数と児童扶養手当受給子ども数の推移



出典：国勢調査(総務省)、福祉行政報告例(厚生労働省)

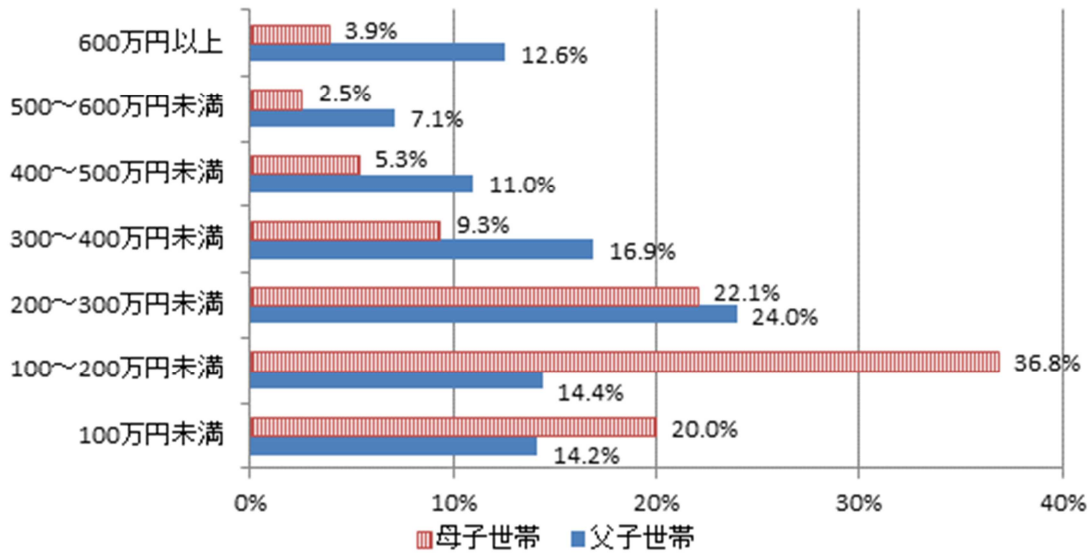
※児童扶養手当受給子ども数は18歳まで、その他は18歳未満の子ども数

図9 ひとり親世帯の親の就労形態(高知県)

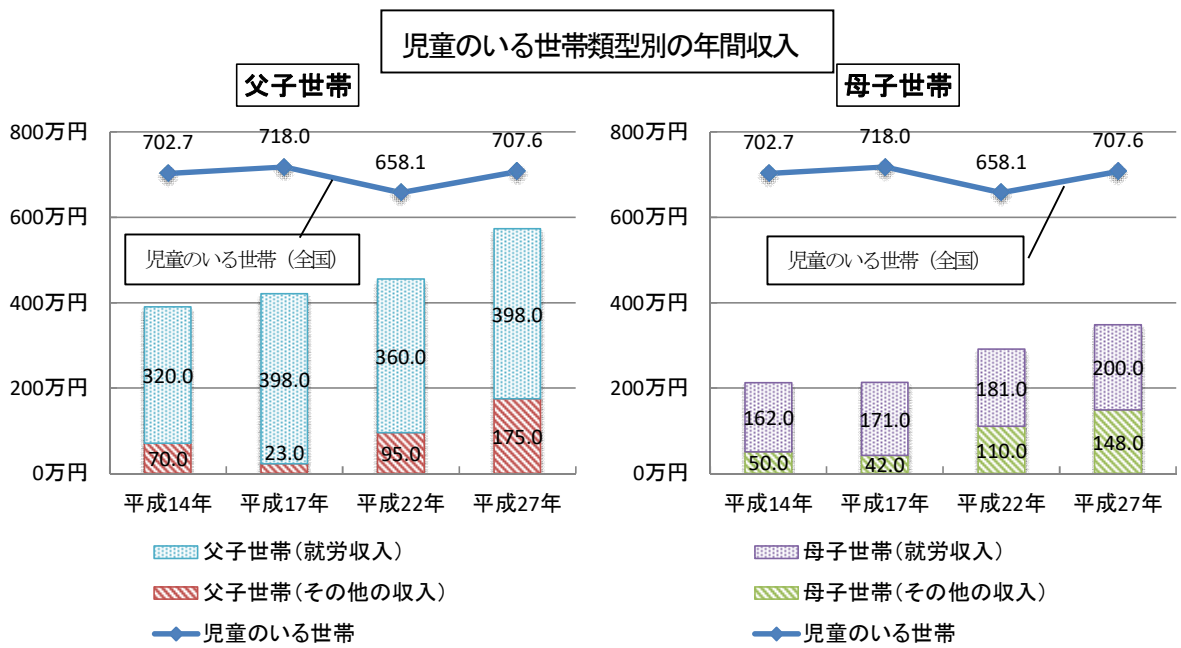


出典：平成27年 高知県ひとり親家庭実態調査

図10 ひとり親世帯の親の年間就労収入（高知県）



出典：平成27年 高知県ひとり親家庭実態調査



出典：児童のいる世帯については「平成28年国民生活基礎調査」、それ以外については「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

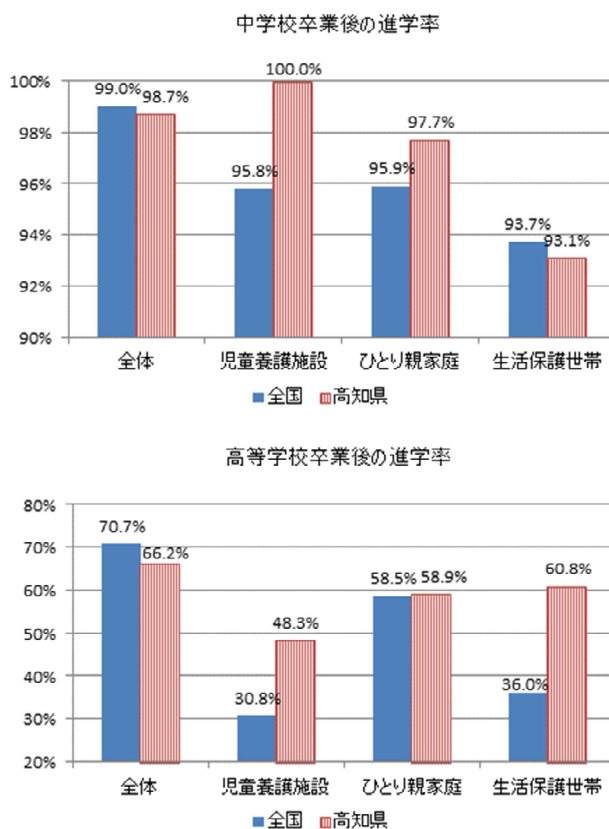
7 厳しい環境にある子どもたちの進学等の状況

県全体の進学率と児童養護施設・ひとり親世帯・生活保護世帯の子どもたちの進学率を比較すると、中学校卒業後については、児童養護施設の子どもたちが県全体を上回っているものの、ひとり親世帯及び生活保護世帯の子どもたちの進学率は県全体を下回っています。

高等学校卒業後においては、児童養護施設・ひとり親世帯・生活保護世帯のいずれの子どもも全国平均を上回っていますが、県全体の進学率には届いていない状況です。(図11)

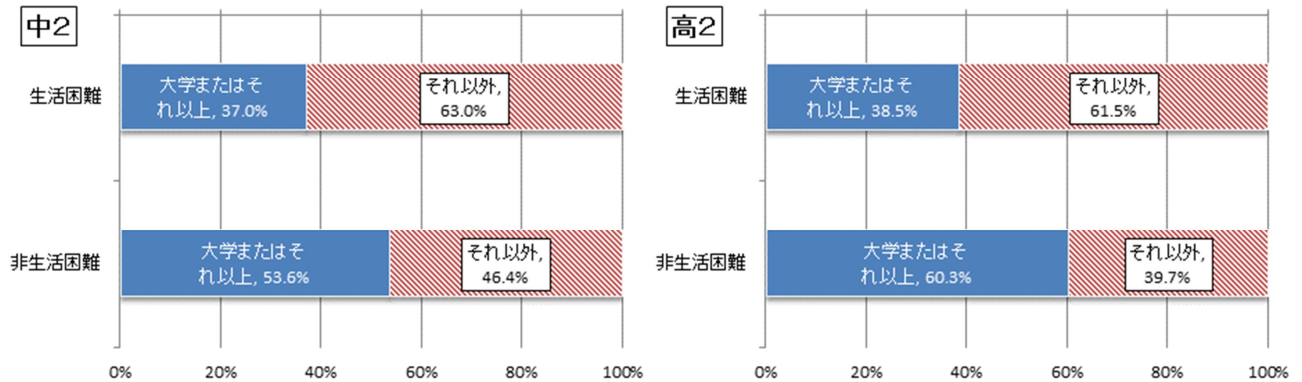
また、高知県子どもの生活実態調査(平成28年度)では、生活困難世帯の子どもは非生活困難世帯の子どもに比べて、希望する進学先を「大学以上」と答える子どもの割合が17～22%低くなっています。(図12)

図11 中学校及び高等学校卒業後の進学率



	出典	
	高知県	全国
高知県(全体) 全国(全体)	学校基本調査(平成30年3月卒業)	
児童養護施設	高知県児童家庭課調(平成30年5月1日)	厚労省家庭福祉課調(平成30年5月1日)
ひとり親家庭	高知県ひとり親実態調査(平成27年8月1日)	平成28年度全国ひとり親世帯等調査
生活保護世帯	厚労省保護課調(平成30年4月1日)	

図 12 生活困難と子どもが希望する進学先の関係



出典：高知県子どもの生活実態調査（H28年度）

8 就学援助を受けた児童生徒の状況

小中学校における就学援助率は、平成28年度は25.62%と4人に1人の割合となっており、全国の15.04%と比べると非常に高い割合となっています。（図13）

図 13 就学援助を受けた児童生徒数・就学援助率

年度		H24	H25	H26	H27	H28
就学援助を受けた児童生徒数（人）	高知県	12,774	13,047	12,594	12,609	12,363
	全国	1,552,023	1,514,515	1,495,485	1,466,134	1,432,018
就学援助率（%）	高知県	24.4%	25.4%	25.0%	25.5%	25.6%
	全国	15.6%	15.4%	15.4%	15.2%	15.0%

出典：文部科学省「平成24～28年度要保護及び準要保護児童生徒数調査」

9 不登校や中途退学、非行などの学校現場における現状

小・中・高等学校の1,000人あたりの暴力行為発生件数は、公立小学校での増加を受けて、平成30年度は大きく増加しています。（図14）

1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小・中学校は平成25年度以降、高知県、全国ともに増加傾向にあり、減少傾向にあった高等学校も、平成30年度は再び増加に転じています。

高校生の中途退学率は、全国平均を上回っているものの、近年は着実に減少しています。

図14 国公立学校の児童・生徒の状況（平成27～30年度）

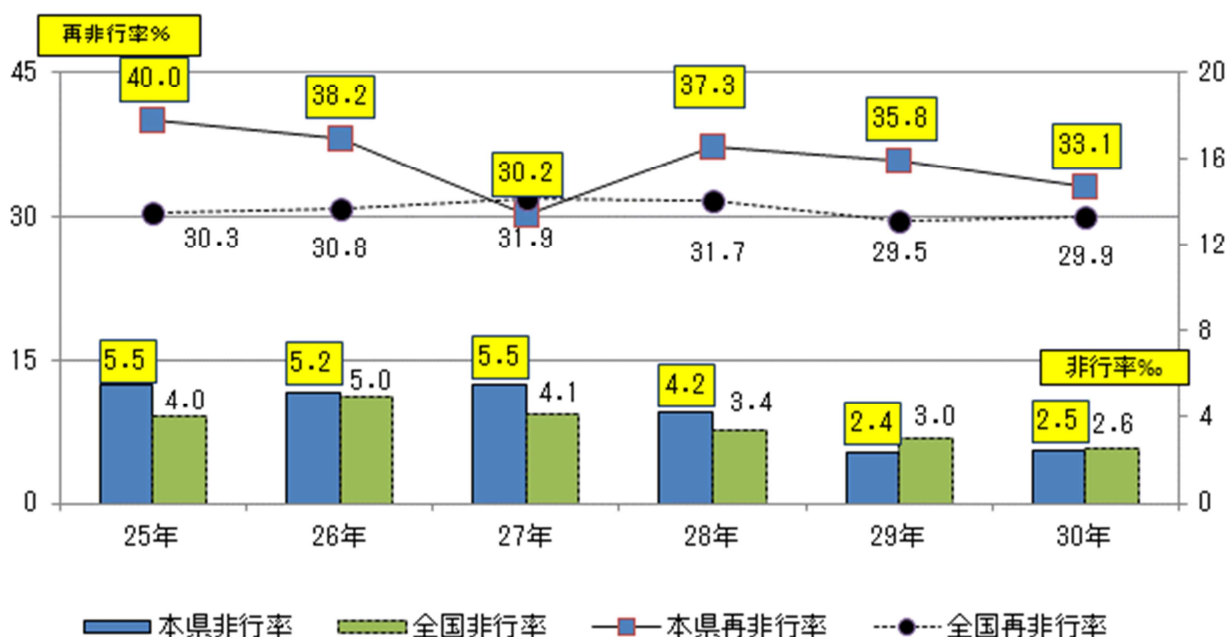
項目	対象		H27	順位	H28	順位	H29	順位	H30	順位
暴力行為発生件数 (1,000人当たり)	小・中・高等学校	高知県	9.2件	2位	7.4件	6位	7.6件	7位	10.5件	4位
		全国	4.2件	-	4.4件	-	4.8件	-	5.5件	-
不登校児童生徒数 (1,000人当たり)	小・中学校	高知県	15.7人	1位	16.9人	2位	17.7人	2位	20.9人	2位
		全国	12.6人	-	13.5人	-	14.7人	-	16.9人	-
不登校生徒数 (1,000人当たり)	高等学校	高知県	13.9人	24位	16.2人	11位	14.9人	21位	17.1人	15位
		全国	14.9人	-	14.6人	-	15.1人	-	16.3人	-
生徒数に対する 中途退学率	高等学校	高知県	1.8%	3位	1.9%	3位	1.8%	2位	1.7%	6位
		全国	1.4%	-	1.4%	-	1.3%	-	1.4%	-

*データは国公立合計、順位は全国ワースト

出典：文部科学省「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」
「平成28～30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

平成30年における刑法犯少年の割合（非行率）は2.5%と、平成29年以降、全国を下回る水準で推移していますが、再非行率は33.1%と、全国上位となっており、依然として厳しい状況にあります。（図15）

図15 刑法犯少年の推移



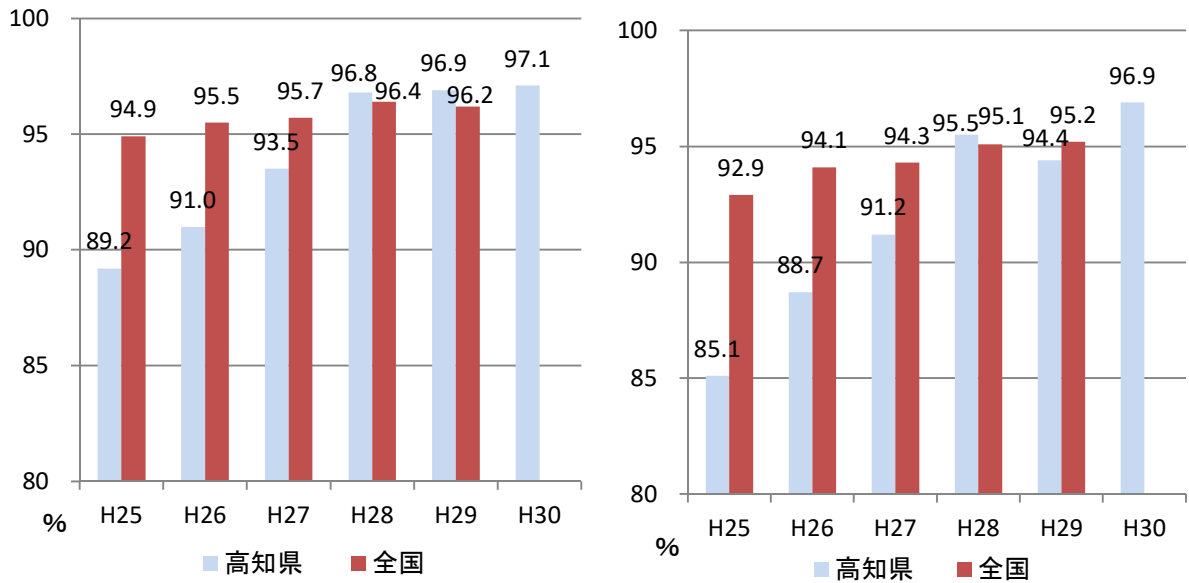
出典：高知県警察本部

10 子どもたちの心と体を育む保健分野の現状

乳幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児健診）の受診率は、受診促進の取組により全国水準まで改善してきたものの、未受診児が一定数存在しています。（図16）

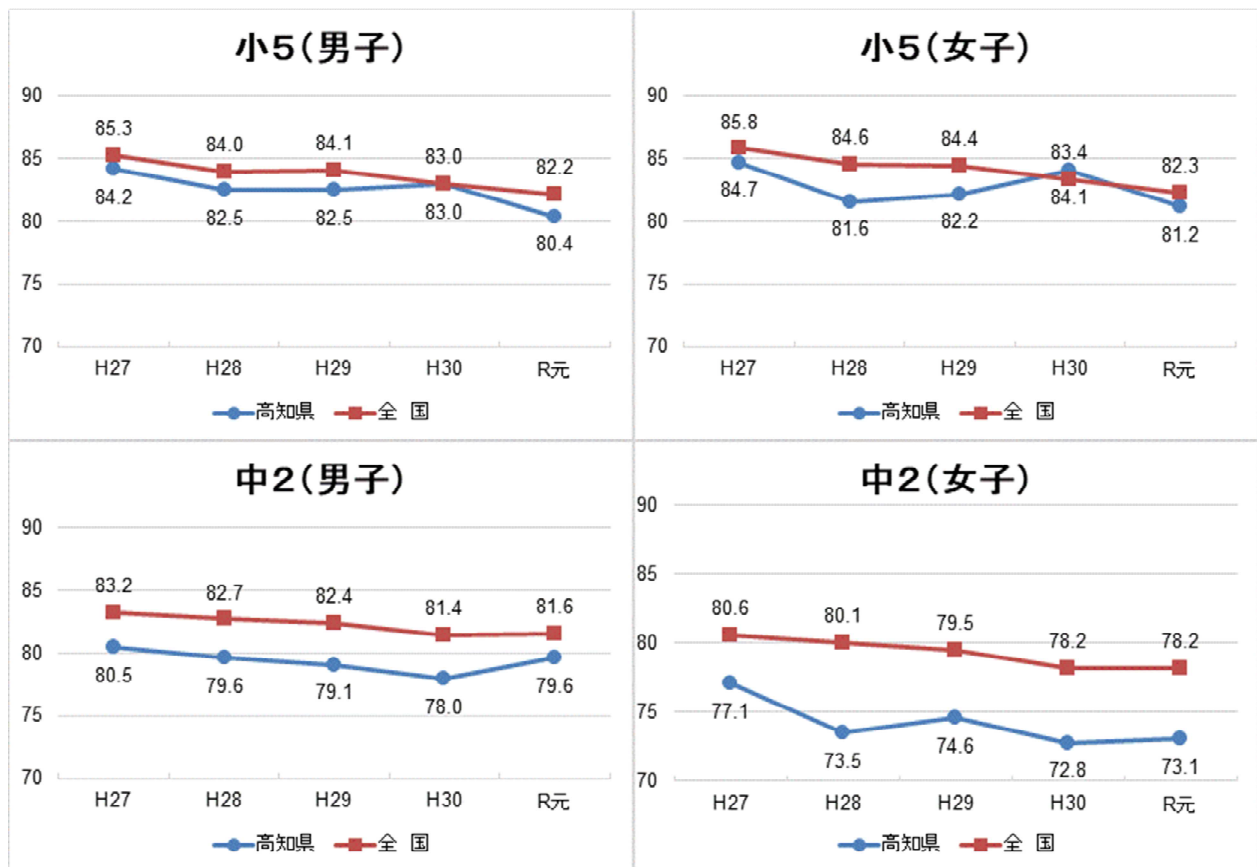
また、毎日朝食を食べる児童生徒の割合について、本県の小学生（小5）は、平成30年度に全国水準まで改善しましたが、令和元年度は再び下回っており、中学生（中2）も依然として全国水準を下回っています。（図17）

図16 1歳6か月児健診・3歳児健診の受診率の推移



出典：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」 ※H26～29 高知県数値は県健康対策課調

図17 朝食の状況



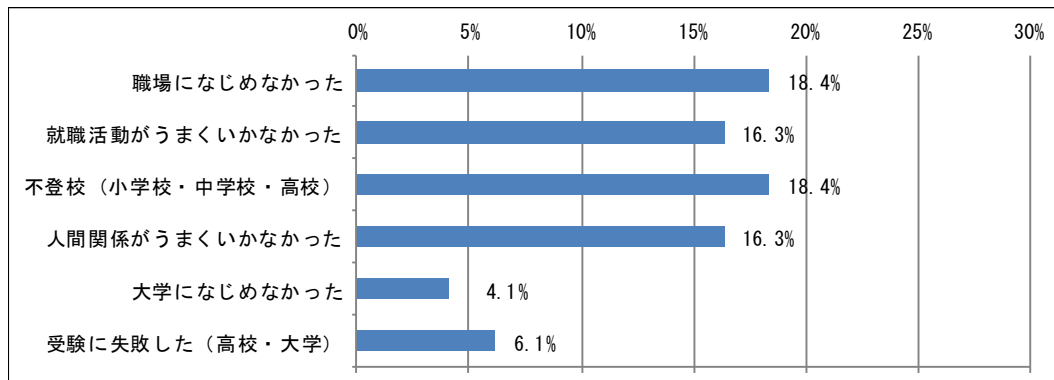
出典：「平成27～令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書」

11 ひきこもりの現状

内閣府が平成27年12月に実施した「若者の生活に関する調査」によると、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した『狭義のひきこもり』が17.6万人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当する『準ひきこもり』が36.5万人で、両者を合わせた広義のひきこもりは54.1万人と推計されています。

ひきこもりになったきっかけには不登校や進学に関するものが含まれており、学校教育段階での適切な支援や、福祉と連携した早期の対応が必要です。(図18)

図18 ひきこもりになったきっかけ



出典：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」

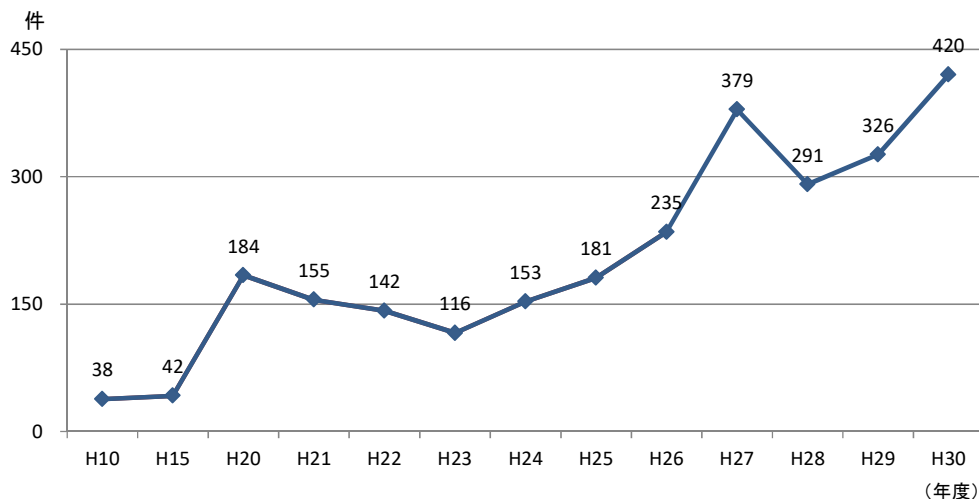
○「広義のひきこもり」とは

趣味の用事のときだけ外出する、近所のコンビニなどには出かける、自室からは出るが家からは出ない又は自室からほとんど出ない者で、**6か月以上ひきこもりの状態にある者** (身体的病気のある者、専業主婦、妊娠・出産若しくは介護のために家にいる者及び自営業者等を除く。)

12 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

平成30年度における本県の児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し対応した件数は420件であり、過去最多となっています。(図19)

図19 高知県における児童虐待相談対応処理件数の推移



出典：児童相談所での相談対応処理件数 (高知県)

第3章 第1期計画の成果と課題

第1期計画では、厳しい環境にある子どもたちへの支援策を抜本強化するため、幼少期においては生活や就労面などの保護者への手厚い支援を中心とし、学齢を重ねるに従って学びの場や居場所づくりなどの子どもたち自身を守り、育てるための支援を中心として取組を進めてきました。

また、関連施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、27の指標と目標値を設定し、令和元年度は108事業の関連施策に教育、保育、福祉などが連携しながら取り組みました。

第1期計画における子どもたちへの支援策と保護者への支援策の主な成果と課題は以下のとおりであり、指標・目標の達成状況は次表のとおりとなっています。

I 子どもたちへの支援策

- ・ほぼ全ての小・中学校区で、放課後等の学習支援が実施されるようになり、学力に課題のある児童生徒への個別の支援が充実してきた。
- ・生活保護世帯や児童養護施設の子どもの高校卒業後の進学率は上昇してきているが、県平均には届いていないため、厳しい環境にある子どもたちの社会的自立に向けた支援の強化が必要である。
- ・地域における子どもたちの見守り機能を強化した高知県版地域学校協働本部の設置が進み、民生・児童委員の参画率も増加してきた。
- ・刑法犯少年の非行率は全国平均水準まで改善されてきたが、刑法犯少年・触法少年（刑法）の再非行率は依然として全国平均を上回って推移しており、修学・就労等に向けた継続的な支援により、再非行防止対策の強化が必要である。
- ・小・中学校の千人あたり不登校児童生徒数は全国平均より高く、近年増加傾向にあるため、個々の状況に応じた適切な支援が抜かりなく行われるよう、相談支援体制の充実・強化が必要である。

II 保護者等への支援策

- ・乳幼児健康診査の受診率が全国水準に向上するとともに、児童虐待を防止するための、母子保健と児童福祉の関係機関の連携は進んできたが、支援が必要な家庭に対して、妊娠前から子育て期まで切れ目ない支援が必要である。
- ・主に0歳から2歳の子どものいる子育て家庭の孤立化を防ぎ、多様なニーズに対応するため、より身近な地域で利用できる交流の場や日常的な見守り体制の充実が必要である。
- ・育児をしている女性の有業率は、65%（H24）から80%（H29）に増加する中、ひとり親世帯（母子世帯）の正規雇用率も向上してきたが、年間就労収入200万円未満の世帯が約6割を占めているため、所得の向上につながる資格取得への支援や雇用促進に取り組む必要がある。
- ・出産・育児により離職した女性の割合は7.3%で、全国平均の6.9%を上回っているため、安心して働き続けるためには、仕事と子育てを両立できるよう職場環境を充実させて行く必要がある。

【第1期計画の指標・目標の達成状況】

区分	指標名	高知県数値		目標値	全国(県)の数値等		国の25の指標にあるもの		
		計画策定時	最新		計画策定時	最新			
子どもたち	就学前	妊娠11週以下での妊娠の届出		91.4% (H25年度)	93.1% (H30年度)	全国平均	91.4% (H25年度)	93.0% (H29年度)	
		乳幼児健康診査の受診率	1歳6カ月児	89.2% (H25年度)	97.1% (H30年度)	全国平均	94.9% (H25年度)	96.2% (H29年度)	
			3歳児	85.1% (H25年度)	96.9% (H30年度)	全国平均	92.9% (H25年度)	95.2% (H29年度)	
	小・中学校	放課後児童クラブや放課後子ども教室の活動の学校内での実施		67.0% (H26年度)	96.3% (R元年度)	95%	—	—	
		学習支援及び夏休み等における子どもの居場所づくりの実施市町村(生活困窮世帯等)		12市町村 (H27年度)	28市町村 (H30年度)	24市町村	—	—	
		小・中学校の不登校(千人あたり不登校数)		15.5人 (H26年度)	20.9人 (H30年度)	全国平均	12.1人 (H26年度)	16.9人 (H30年度)	
	中学校	生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率と就職率の合算値		86.0% (H26.4.1)	93.8% (H30.4.1)	県全体の平均レベル	県平均 98.8% (H26.5.1)	県平均 98.8% (H30.5.1)	※※
		児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進学率と就職率の合算値		95.8% (H26.5.1)	100% (H30.5.1)				※※
		ひとり親世帯の子どもの中学校卒業後の進学率と就職率の合算値		97.7% (H27.8.1)	97.7% (H27.8.1)				※※
	高校	高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合		30.4% (H27年度)	24.2% (R元年度)	15%以下	—	—	
		生活保護世帯の子どもの高校等卒業後の進学率と就職率の合算値		82.9% (H26.4.1)	82.4% (H30.4.1)	県全体の平均レベル	県平均 84.9% (H26.5.1)	県平均 83.3% (H30.5.1)	※※
		児童養護施設の子どもの高校等卒業後の進学率と就職率の合算値		80.8% (H26.5.1)	86.2% (H30.5.1)				※※
		ひとり親世帯の子どもの高校等卒業後の進学率と就職率の合算値		77.1% (H27.8.1)	77.1% (H27.8.1)				※※
		高等学校卒業後の進路未決定率 ※参考		8.0% (H27.4.1) 公立(全・定・通)	5.5% (H30年度末) 公立(全・定・通)	3%以下	全国 4.4% (H27.5.1) 国公私立(全・定)	全国 5.0% (H30.5.1) 国公私立(全・定)	
		中途退学率		2.1% (H26年度)	1.7% (H30年度)	全国平均	1.5% (H26年度)	1.4% (H30年度)	
		生活保護世帯に属する子どもの高等学校中途退学率		4.9% (H26.4.1)	5.8% (H30.4.1)	全国平均	4.9% (H26.4.1)	4.1% (H30.4.1)	※
		高等学校生徒の不登校(千人あたり不登校数)		18.7人 (H26年度)	17.1人 (H30年度)	全国平均	15.9人 (H26年度)	16.3人 (H30年度)	
	小・中・高校等	暴力行為発生件数(千人あたり発生件数)		8.2件 (H26年度)	10.5件 (H30年度)	全国平均	4.0件 (H26年度)	5.5件 (H30年度)	
		不良行為による補導人数		3,279人 (H26年)	1,725人 (H30年)	2,950人以下	731,174人 (H26年)	404,754人 (H30年)	
入口型非行人数		203人 (H26年)	107人 (H30年)	180人以下	37,382人 (H26年)	20,323人 (H29年)			
再非行者数		136人 (H26年)	51人 (H30年)	100人以下	—	—			
全体	子ども食堂		—	76か所 (R元.12月末)	120か所	—	3,718か所 (R元.5)		
	里親等委託率		7.6% (H25年度)	19.0% (H30年度)	9.9%	16.5% (H26年度)	20.5% (H30年度)		
保護者等	ひとり親家庭の保護者の高等職業訓練促進給付金の利用者数		128人 (H26年度)	92人 (H30年度)	220人	6,961人 (H26年度)	7,312人 (H29年度)		
	高等職業訓練促進給付金による資格取得者数		43人 (H26年度)	34人 (H30年度)	75人	2,804人 (H26年度)	2,585人 (H29年度)		
	高等職業訓練促進給付金による正規雇用者数		30人 (H26年度)	29人 (H30年度)	50人	2,003人 (H26年度)	1,993人 (H29年度)		
	高知家の女性しごと応援室における就職率(3か月以内の就職希望)		53.7% (H26年度)	65.5% (H30年度)	60%	—	—		

#参考:高等学校卒業後の進路未決定率の高知県数値について、国と同じ基準(国公私立(全・定))にすると、計画策定時は4.0%、最新は3.4%となる。

第4章 基本的な取組の方向性と具体的な取組

1 基本的な取組の方向性

高知家の全ての子どもたちの現在から将来が、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる社会の実現を基本理念とします。

基本的な取組の方向性は、第1期計画で取り組んできた施策体系を継承し、子どもの発達や成長の段階に応じて、幼少期においては、生活や就労面などの保護者への手厚い支援を中心とし、学齢を重ねるに従って学びの場や居場所づくりの子どもたち自身を見守り育てるための支援を中心として、さらに取組を充実強化していきます。

※参考

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

【目的・理念】

- ◆現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持てる社会を目指す。
- ◆子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

【基本的な方針】

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子ども、家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

2 具体的な取組

子どもたちを取り巻く厳しい環境の現状を踏まえ、子どもの貧困に関する指標の改善につながる具体的な取組を、「子どもたちへの支援」と「保護者等への支援」という大きな2つの枠組みの中で整理しました。

【施策体系】

I 子どもたちへの支援策

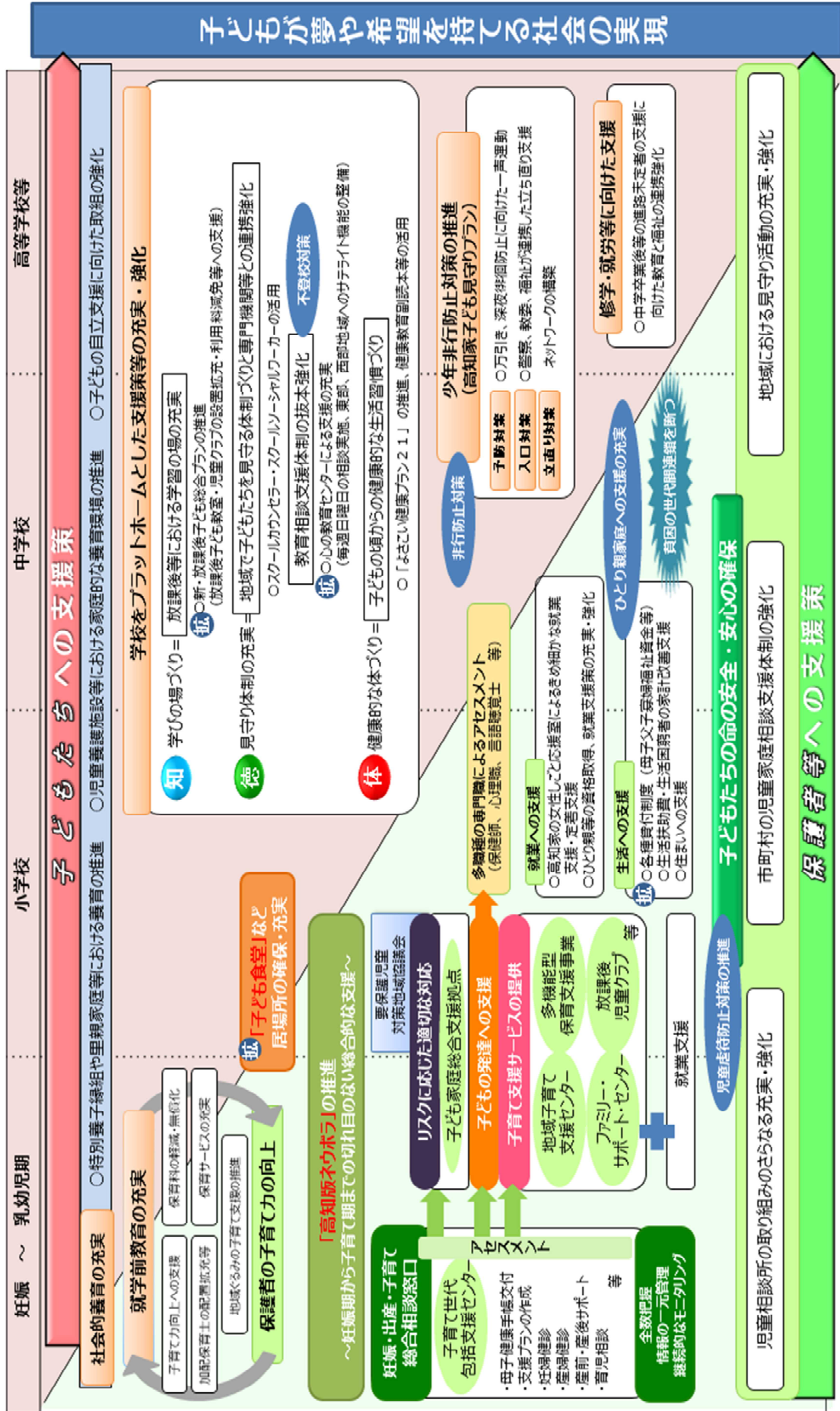
- 1 就学前教育・保育の充実
- 2 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化
 - (1) 放課後等における学習の場の充実
 - (2) 相談支援体制の充実・強化
 - (3) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進
 - (4) 子どもの健康づくりの推進
- 3 多様なニーズに対応した学びの場の提供及び就労支援
- 4 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援（高知版ネウボラの推進）
 - (1) 「子ども食堂」など居場所の確保・充実
 - (2) 発達障害のある子どもを社会全体で見守り育てる地域づくり
- 5 少年非行防止対策の推進（高知家の子ども見守りプラン）
- 6 経済的負担の軽減
- 7 社会的養育の充実
- 8 児童虐待防止対策の推進（子どもたちの命の安全・安心の確保）

II 保護者等への支援策

- 1 親育ち支援の充実
 - (1) 保育者の親育ち支援力の強化
 - (2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実
 - (3) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実
- 2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援（高知版ネウボラの推進）
- 3 生活・住まいへの支援
- 4 就業への支援

【大目標Ⅲ】子どもたちを守り育てる環境づくり
(高知版ネウボラの推進、厳しい環境にある子どもたちへの支援)

【目標】高知県が『安心して「結婚」「妊娠・出産」「子育て」ができるよな社会』になっている
(R元年度 → R5年度) 28.1% → 45.0%
※出会いから結婚、子育てまでの切れ目のない支援のための県民意識調査



I 子どもたちへの支援策

生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、県内には学力の未定着や虐待、非行、いじめ、不登校などといった困難な状況に直面している子どもたちがいます。こうした子どもたちへの支援策を重点的に取り組むべき施策と位置づけ、教育や福祉の分野などを中心に、総合的な取組として抜本強化を図ってまいります。

1 就学前教育・保育の充実

家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

また、発達障害等特別な支援が必要な子どもの増加や障害の状態の多様化がみられる中、個々の状況に応じた適切な指導・支援の充実が求められます。

このため、保育所・幼稚園等と家庭、地域等との連携による、多様な課題を抱える保護者の子育て力の向上に向けた支援の充実を図ります。

また、全ての保育者の専門性の向上と保育所・幼稚園等における組織的な指導・支援の体制の充実・強化を図ります。

(主な具体的な取組)

- ① 厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を支援します。【教育委員会】
- ② 厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。【教育委員会】
- ③ 保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、県内の保育所・幼稚園等の全ての保育者を対象に、特別な支援を要する子どもの理解を深めることをねらいとした研修を実施します。【教育委員会】

2 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

(1) 放課後等における学習の場の充実

学力が未定着である子どもの中には、家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられていない子どもも多くいます。

このため、小・中・高等学校の各段階において学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、地域の方々の参画を得て、放課後児童クラブや、放課後子ども教室など、放課後等の学びの場の充実を図ります。

(主な具体的な取組)

- ① 小・中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援を行うことで、市町村や各学校が実施する放課後等の補充学習を、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題の解決に向けて計画的に実施できるようにします。 【教育委員会】
- ② 高等学校における生徒の学力の状況に応じたきめ細かな学習指導・支援を充実させるために、地域の人材や大学生等による学習支援員の配置を拡充し、放課後や長期休業期間に行われる補充学習の充実・強化を図ります。
また、義務教育段階の学習内容に立ち返りながら高等学校の内容を学習できる教材や、実社会とのつながりを踏まえて学習できる教材の活用を促進します。 【教育委員会】
- ③ 放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等の活動を支援します。
また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。 【教育委員会】

(2) 相談支援体制の充実・強化

子どもたちに関わる課題が複雑化・多様化する中で、生徒指導上の諸課題などの解決を図っていくためには、児童生徒をはじめ、保護者、教職員等の相談に広く対応できる体制の整備が必要です。

このため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重点配置や専門性の向上、心の教育センターの機能や相談支援体制の強化により、子どもや保護者のニーズに対応した重層的な支援を実現します。

(主な具体的な取組)

- ① 相談支援体制の充実・強化を図るため、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、社会福祉等の専門的な知識・技術を持ったスクールソーシャルワーカーを全ての公立学校に配置し、効果的な活用を推進するとともに、ニーズや課題にあわせた重点配置を進めていきます。
また、課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じた支援の充実を図るため、市町村の教育支援センターにおいてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが積極的に働きかけを行う支援活動体制（アウトリーチ型）を整備します。 【教育委員会】
- ② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、より効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターをプラットフォームにして、各学校等に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの指導・助言を行います。 【教育委員会】
- ③ 県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちや保護者の相談を一

元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ&トータルな支援を行います。 【教育委員会】

- ④ 児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりに向けて、心の教育センターの日曜日の開所や、県東部・西部地域でのサテライト機能の整備など、相談支援体制を強化します。

また、心の教育センターのスクールカウンセラー等による指導・助言など、学校や教育支援センター等における相談支援の質的向上に向けた支援の充実を図ります。

【教育委員会】

- ⑤ 不登校児童生徒に対して、学校、教育支援センター、心の教育センターによる重層的な支援体制を確立するとともに、児童生徒の多様な学びの場として、市町村が設置する教育支援センターの機能強化を図り、個に応じた指導・支援の充実を図ります。

また、教育支援センターの未設置の町村への設置や広域の受け入れが可能となるよう、心の教育センターが訪問し、働きかけや支援に当たります。 【教育委員会】

(3) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進

家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもに向き合う余裕のない保護者や子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。

また、子どもたちに関わる課題は多様化・複雑化しており、学校や教員だけの対応には限界があります。

このため、学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図るとともに、民生委員・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守り育てる取組や、放課後等に子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

(主な具体的な取組)

- ① 地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、全ての地域学校協働本部に、民生委員・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの地域による見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。 【教育委員会】

- ② 放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進するとともに、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組をはじめ、地域住民の参画を得た放課後等の活動を支援します。

また、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。 【教育委員会】(再掲)

- ③ 地域とともにある学校づくりに向けて、保護者や地域住民等が学校運営に参画する取組の一つであるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入を促進するため、未導入の市町村や学校への周知・啓発や導入に向けた支援を積極的に行います。

【教育委員会】

- ④ 朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできる力を育成する等、実践力をつけ

るために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食育活動を支援し、県内の食育を推進します。【教育委員会】

(4) 子どもの健康づくりの推進

朝食欠食や睡眠不足、運動不足など、望ましい生活習慣の未定着から、肥満や痩身など、健康面に課題がある児童生徒が増加しています。

このため、学校において、健康教育の中核となる教員を対象とした研修や、学校・家庭・地域が連携した取組を推進することにより、健康教育の充実を図ります。

(主な具体的な取組)

- ① 健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に考え、健康的な生活を送るための理解を深め、実践できるように、健康教育副読本や外部講師等を効果的に活用し、がん教育や食育、性教育など家庭や地域と連携した健康教育の充実を図ります。【健康政策部・教育委員会】
- ② 朝食摂取をはじめとする望ましい生活習慣に関する意識を高め、子どもたちが朝食の重要性を理解し、自分で食事を選択したり調理したりできる力を育成する等、実践力をつけるために、地域のボランティアによる食事提供活動及び食事活動を支援し、県内の食育を推進します。【教育委員会】(再掲)

3 多様なニーズに対応した学びの場の提供及び就労支援

進路未定のまま中学校を卒業した方や高校を中途退学した方、さまざまな理由により義務教育を受けられなかった方、本国で義務教育を受けていない外国籍の方など、必要な時期に十分に学ぶことができなかった方や、高校中途退学等により社会的に自立することに困難な事情を抱えている若者がいます。

このため、社会的自立に困難を抱える若者に対する多様なニーズに応じた修学・就労に向けたきめ細やかな支援を行います。

(主な具体的な取組)

- ① さまざまな背景を持つ方の就学機会(学びの場)を確保するため、本県における中学校夜間学級の設置、開校に向けた教育環境の整備を行います。
また、開校後は、教育環境の充実と教育活動の活性化を図るなど、円滑な学校運営を推進します。【教育委員会】
- ② 進路未定のまま中学校を卒業又は高校を中途退学した方や、ニートやひきこもり傾向にある若者に対し、「若者サポートステーション」による、修学や就労に向けた支援を行います。【教育委員会】
- ③ 社会人で学び直しを希望する人など、多様な学びのニーズに対応するため、聴講生制度

の拡充など、定時制高校における学びの機会の確保と拡充を図ります。 【教育委員会】

- ④ 警察、教育、福祉等の支援機関が連携し、無職少年など支援が行き届かない子どもの修学、就労等に向けて継続的な支援を行うため、少年サポートセンターなどの自立支援機関等と連携した立直り支援の仕組みを構築します。 【警察本部・教育委員会・地域福祉部】
- ⑤ 無職少年等の自立に向けて就労を支援するため、県に登録している見守り雇用主の事業所でのしごと体験講習の取組を推進します。 【地域福祉部】
- ⑥ 関係機関（ハローワーク等）との連携のもと、ジョブカフェこうちやサテライト（幡多）における就職に関するきめ細やかな相談対応やセミナー、職場体験講習の実施などにより、若者の就職支援を推進します。 【商工労働部】

4 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援（高知版ネウボラの推進）

(1) 「子ども食堂」など居場所の確保・充実

平成28年度に実施しました「高知県子どもの生活実態調査」の結果では、放課後にほっとできる場所が「ある」と回答した子どもは、「ない」と回答した子どもと比較して、幸福感やレジリエンス（逆境を乗り越える力）が高く、また、学校の授業について「いつもわかる」「だいたいわかる」と回答した割合は多い傾向にあります。

地域のボランティアや民生委員・児童委員の方々が自主的に運営されている「子ども食堂」は、食事の提供を通じて「子どもや保護者の新たな居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」としての機能が期待されており、県内全域での開設・充実に向けた取組を進めています。

(主な具体的な取組)

- ① 高知県社会福祉協議会に子どもの居場所づくり推進コーディネーターを配置し、子ども食堂の開設・運営を支援していきます。
また、県内全域での開設に向けて、あったかふれあいセンターや高齢者福祉施設等の既存施設を活用した開設を促進していきます。 【地域福祉部】
- ② 居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげるため、地域の支援機関等との定期的な連絡会の開催を支援していきます。
また、見守り機能の充実や家庭の教育力の向上につなげるため、子育てに関する相談や学習支援等の取組を支援していきます。 【地域福祉部】
- ③ 子ども食堂の活動を県内外に広めるとともに、子ども食堂の趣旨に賛同いただける個人・企業に対して、「高知県子ども食堂支援基金」への寄附を募ります。 【地域福祉部】

(2) 発達障害のある子どもを社会全体で見守り育てる地域づくり

発達障害を含め、何らかのフォローが必要な子どもの早期発見は一定進んできましたが、支援を必要とする子どもを早期に適切な療育支援につなぐため、アセスメント力の向上や体制整備が必要です。

また、児童発達支援事業所など専門的な療育機関数は増えてきていますが、県中央部に集中するなど地域に偏りがあり、専門的な診断ができる医療機関では、受診希望の増加に伴い、専門医師が不足しています。

このため、乳幼児健康診査後のアセスメント体制の強化や、児童発達支援事業所等の専門的な療育機関の拡充や質の向上、医療の必要な子どもがスムーズに受診できる体制の整備を進めていきます。

(主な具体的な取組)

- ① 乳幼児健康診査後のアセスメントの場に心理職・言語聴覚士などの専門職が関与し、早期に適切な支援につなげる体制を整備します。【地域福祉部】
- ② 障害児通所支援事業所や相談支援事業所、保育所等の職員を対象とした発達障害の特性や支援方法などを学ぶ体系的な研修（発達障害児等スキルアップ研修）を実施し、支援力の向上を図ります。【地域福祉部】
- ③ 事業所の開設・機能強化や児童発達支援センター化に向けた整備費用を助成し、専門的な療育機関の拡充を図ります。【地域福祉部】
- ④ 高知ギルバーク発達神経精神医学センターと高知大学医学部の寄附講座「児童青年期精神医学講座」が連携して、医師や専門職の養成・育成を促進し、県内の診療体制を拡充強化します。【地域福祉部】

5 少年非行防止対策の推進（高知家の子ども見守りプラン）

本県における少年非行は、平成21年から23年まで、刑法犯少年の非行率が3年連続のワースト1位を記録するなど、非常に憂慮すべき状況にありました。このため、平成25年6月に「高知家の子ども見守りプラン」を策定し、県の関係機関（知事部局、教育委員会、警察）が連携して非行防止等の対策を推進し、非行率は全国水準まで改善しています。

しかしながら、刑法犯少年の再非行率は依然として全国平均より上回って推移していることから、万引き等、入口型非行を予防するとともに、再非行の防止に向けた取組を推進していきます。

(主な具体的な取組)

- ① 「青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動に関する協定」締結企業等と連携し、各店舗での声かけや見守りの取組を強化し、入口型非行の予防対策を充実します。
【地域福祉部】
- ② 無職少年等の支援が行き届かない子どもの修学、就労に向けて支援を行うため、少年補導センターや少年サポートセンターなどの自立支援機関等、警察、教育、福祉等の連携による立ち直り支援の仕組みを構築し、再非行防止対策を強化します。
【警察本部・教育委員会・地域福祉部】
- ③ 無職少年等の自立に向けて就労を支援するため、県に登録している見守り雇用主の事業所でのしごと体験講習の取組を推進します。
【地域福祉部】(再掲)

6 経済的負担の軽減

家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されましたが、その対象は満3歳以上の子どもと満3歳未満の住民税非課税世帯の子どもであり、満3歳未満児を養育する保育利用世帯の多くは経済的な負担を感じています。

このため、高等学校における就学のための経済的支援や、多子世帯を対象とした保育料の軽減等により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

また、公立・私立を問わず全ての児童生徒が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭の教育費負担の軽減を図り、児童生徒の就学機会を確保していきます。

(主な具体的な取組)

- ① 市町村が行う乳幼児にかかる医療費の助成やひとり親家庭に対して市町村が実施する医療費の自己負担分の助成を支援します。
【健康政策部・地域福祉部】
- ② 高等学校において、経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学支援金の支給により、授業料の軽減を図るとともに、低所得世帯を対象に奨学給付金を給付することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費等の授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。
また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与をさらに進めます。
【文化生活スポーツ部・教育委員会】
- ③ 18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。
【教育委員会】
- ④ 放課後児童クラブにおいて、就学援助世帯等の子どもたちの利用料減免を行う市町村に対する財政支援など、厳しい環境にある子どもも利用しやすい環境整備を行います。
【教育委員会】(再掲)

7 社会的養育の充実

県内の子どもの人口は、年々減少しており、今後も同様に減少していく見込みですが、児童相談所における相談対応件数は年々増加傾向にあります。

また、代替養育を必要とする子どもの数は、ここ10年間において、定員数及び措置児童の合計数ともにほぼ横ばいの傾向にあります。

このため、代替養育を必要としている子どもに、年齢やこれまでの生育歴、発達の状況などに応じた適切な支援が提供されるよう取り組みます。

(主な具体的な取組)

- ① 包括的な里親養育支援体制を構築するため、民間のフォスタリング機関を中心とした支援体制を充実するとともに、児童相談所に里親支援を担当する職員を配置します。
また、里親不調により子どもの生活の場が変わることがないように、委託後の里親家庭に対して訪問による援助や研修の実施などきめ細かな支援を行います。 【地域福祉部】
- ② 児童養護施設等における家庭的な養育環境を推進するため、それぞれの施設種別ごとに持っている機能を活かし、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化を図るとともに、職員の確保及び育成の取組を支援します。 【地域福祉部】
- ③ 入所児童等の自立を支援するために、児童養護施設等において、退所前から自立に向けた支援や学習の支援の体制を確保するとともに、施設や里親家庭等が退所した後も子どもへの支援の充実を図ります。 【地域福祉部】

8 児童虐待防止対策の推進（子どもたちの命の安全・安心の確保）

平成30年度の高知県における児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し、対応した件数は、420件で過去最多となっています。

中でも被虐待児の年齢別の構成割合は、就学前児童及び小学生で全体の77.4%を占め、虐待者は両親、もしくは実父又は実母で86.7%を占めています。

そのため、厳しい環境にある就学前の子どもたちを早期に支援し、関係機関による切れ目のない支援体制を構築することで深刻な事態に至ることを未然に防止する取組を強化していく必要があります。

併せて、就学期の子どもたちへの迅速な対応を図るためには、関係する支援機関がこれまで以上に、学校や教育委員会などとの情報共有による連携強化を図ることが重要になります。

このため、県では、児童相談所や地域の子どもの家庭相談を担う市町村（要保護児童対策地域協議会）のほか、学校（市町村教育委員会）を含む全ての支援機関が、子どもたちの命の安全と安心の確保を最優先に、児童虐待防止対策の充実・強化に取り組みます。

(主な具体的な取組)

(児童相談所の相談支援体制の強化)

- ① 職員の職種や経験年数に応じた職員研修体制の充実・強化、児童福祉司スーパーバイザーの研修強化等により、職員の専門性の向上を図ります。【地域福祉部】
- ② 虐待対応や心理療法等に関する外部の専門家を招へいし、職員に対する指導・助言による対応力の向上や、弁護士による助言や代行等を通じて、法的対応力の強化を図ります。【地域福祉部】
- ③ 一時保護する子どもの増加や緊急保護への対応を確実に行うとともに、保護した児童への学習支援等の養育環境の向上と生活環境の充実を図ります。【地域福祉部】

(市町村の児童家庭相談支援体制の強化)

- ④ 児童相談所の職員が直接市町村に出向き、援助方針の確認や指導等を行うことにより、市町村管理ケースの援助技能の向上を図ります。【地域福祉部】
- ⑤ 要保護児童対策地域協議会調整機関（市町村）職員及びその構成員に対する研修企画等の充実に向けた運営支援を行います。【地域福祉部】
- ⑥ 各市町村において総合的なソーシャルワークを行う機能を確保するため、子ども家庭総合支援拠点の設置を推進します。【地域福祉部】

II 保護者等への支援策

近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、保護者の子育てに伴う不安や負担感が増大するとともに、孤立化も進んでいます。

このため、厳しい環境にある子どもたちが深刻な状況に陥ることのないよう、保護者等の安定した生活や自立に向け、速やかに支援を受けられる体制づくりを進めます。

1 親育ち支援の充実

(1) 保育者の親育ち支援力の強化

保育所・幼稚園等において、親育ち支援の必要性について保育者の理解は進んでいますが、日常的・継続的な実践までには至っていない状況にあります。

このため、保育所・幼稚園等において、日常的・継続的な親育ち支援が行われるよう、市町村の課題に応じて親育ち支援を推進する中核となる保育者（親育ち支援リーダー）や、園内の親育ち支援を推進する担当者（親育ち支援担当者）を中心に組織的な取組を推進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

(主な具体的な取組)

- ① 保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。【教育委員会】
- ② 親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域で学べる仕組みづくりを支援します。また、親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施を促進します。【教育委員会】

(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実

核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。

また、保護者の生活習慣の乱れが、子どもの基本的な生活習慣の未定着につながっている場合が多くあります。

このため、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修を充実させるとともに、乳幼児期からの基本的な生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

(主な具体的な取組)

- ① 保育所・幼稚園等において、親育ち支援担当者を中心に、良好な親子関係や子どもへの

関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。

また、より多くの保護者に良好な親子関係についての理解を広げるため、就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施などにより、参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。【教育委員会】

② 子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援します。【教育委員会】

③ 保護者等を対象とした子育て講座など市町村が行う家庭教育支援の取組を支援します。また、県教育委員会が作成した学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学びあう取組を推進するとともに、この取組を実践できるファシリテーターを養成し、県内全域に派遣します。【教育委員会】

(3) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

また、核家族化や少子化等により地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りや細やかな支援の充実が求められています。

このため、保育所・幼稚園等と家庭、地域等との連携による多様な課題を抱える保護者の子育て力の向上に向けた支援の充実を図ります。

(主な具体的な取組)

① 地域ぐるみでの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など、さまざまな交流事業が展開されることを支援します。【教育委員会】

② 配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。【教育委員会】

③ 厳しい環境にある子どもの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。【教育委員会】(再掲)

④ 厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を支援します。【教育委員会】(再掲)

2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援（高知版ネウボラの推進）

厚生労働省の調査によれば、平成29年度に児童虐待で死亡した子どもの年齢は0歳が53.8%と最も多く、3歳未満までで71.1%を占めています。

また、平成30年度に本県において児童虐待と認定したケースのうち、就学前までが46.0%を占めており、妊娠・出産時からの母子保健活動等を通じたセーフティーネットの強化による切れ目のない支援が、家庭に行き届く仕組みが必要となっています。

このため、妊娠・出産・子育ての総合相談窓口となる市町村の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点及び地域子育て支援センターの設置促進・機能拡充などを図るとともに、母子保健や児童福祉などの関係機関が連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制の充実を図ることにより、支援を必要とする子育て家庭をリスクに応じ適切に支援します。

あわせて、子育て支援サービスの充実や、家庭のニーズに応じた相談支援・情報提供等に取り組み、子育て家庭の不安の解消や働きながら子育てしやすい環境づくりを推進します。

（主な具体的な取組）

（子育て家庭のリスクに応じた適切な支援）

- ① 妊娠期から乳幼児期にかけては、児童虐待を防止し、子どもたちの命の安心・安全を確保するため、市町村の子育て世代包括支援センター（母子保健担当課）と児童虐待担当課（子ども家庭総合支援拠点等）など関係する支援機関の職員が連携を密にし、支援を必要とする家庭に対して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行います。

【健康政策部・地域福祉部】

- ② 母子保健の分野では、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターや保健師などが、妊娠期からアセスメントを行い、妊産婦の心身の状況や乳幼児健康診査の未受診児などの状況の把握に努め、支援が必要な家庭のフォローを継続的に行う取組や、産後ケア事業などの周産期メンタルヘルス対策の取組を支援します。

併せて、思春期相談センターPRINKに設置している女性を対象とした専門相談窓口において、予期しない妊娠等により不安を抱える妊婦等を支援するため、電話・面接相談などによる相談事業や、関係機関との連携した取組を進めていきます。 【健康政策部】

- ③ 児童福祉の分野では、市町村の相談支援体制を強化するため、子ども家庭総合支援拠点（国基準に準ずるものを含む）の設置を促進します。

また、要保護児童対策地域協議会を中心に、行政及び民生委員・児童委員等が連携して地域で取り組む見守り活動を支援します。 【地域福祉部】

（子育て支援サービスの充実）

- ④ 主に0歳から2歳の子どものいる子育て家庭の孤立化を防ぎ、多様なニーズに対応するため、地域子育て支援センターの新設や機能の強化、保育所等における園庭開放や子育て相談の実施や多機能型保育支援事業の拡充、あったかふれあいセンターの機能の充実など、

より身近な地域で利用できる交流の場の提供と日常的な見守り体制を整えていきます。

【地域福祉部・教育委員会】

⑤働きながら子育てができるよう、保育所や放課後児童クラブ、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業などの子育て支援サービスの充実を図ります。

【地域福祉部・文化生活的スポーツ部・教育委員会】

⑥ひとり親家庭の親などの子育て負担の軽減につなげるため、地域の子育て力を活かした支え合いの仕組みとなるファミリー・サポート・センターについて、県内全域での事業の充実に向けて支援します。

【文化生活的スポーツ部】

(ネットワークの連携・強化)

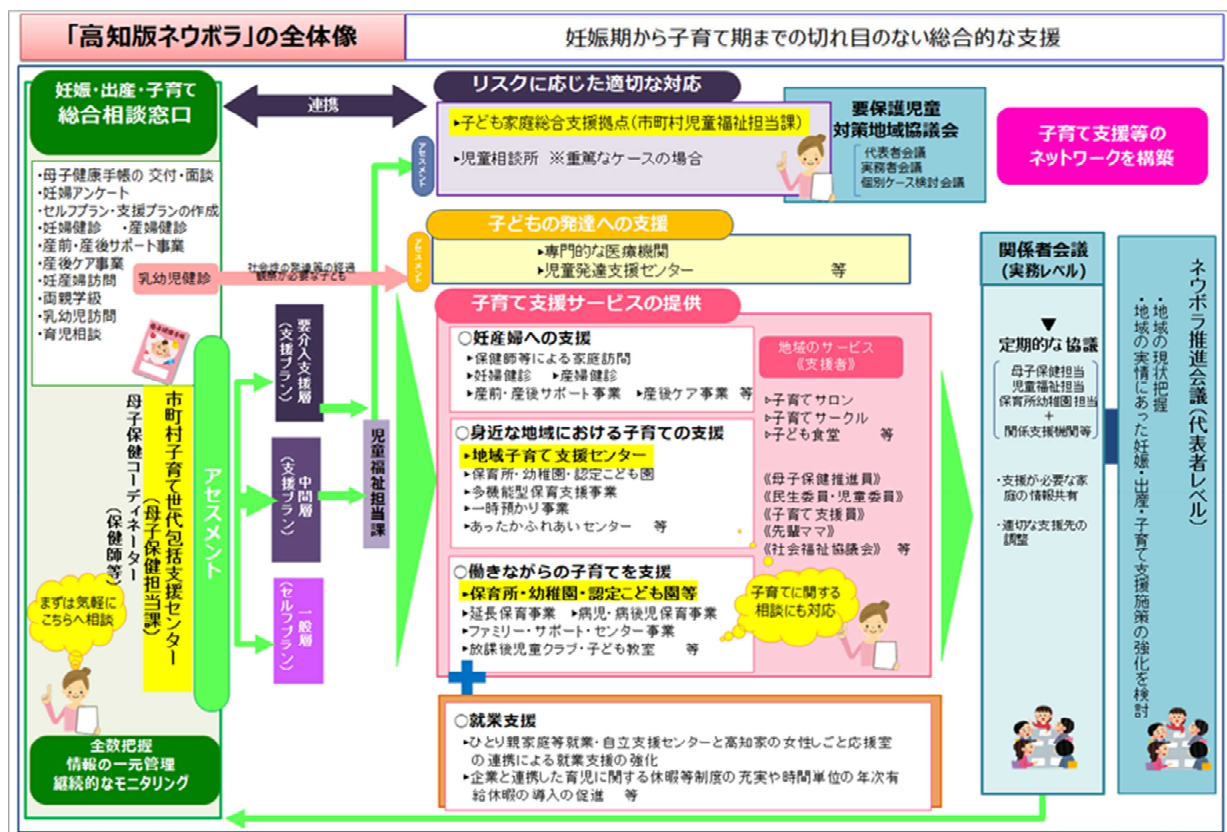
⑦ネウボラ推進会議や関係者会議による定期的な協議など高知版ネウボラ体制を全市町村への拡大に向け取り組みを推進します。

【健康政策部・地域福祉部】

○「高知版ネウボラ」とは

「ネウボラ」とはフィンランド語で「アドバイスの場所」という意味です。「(ネウボ(neuvo) = アドバイス」、「ラ(la) = 場所)」フィンランドのネウボラは、担当保健師が中心となって、子どもやその家族を支援するための地域拠点です。

「高知版ネウボラ」は妊娠期から子育て期までの家庭を対象として、妊娠・出産・子育てに関する関係機関によるネットワークを構築することにより、必要な支援サービスを切れ目なくつなぐ仕組みのことで



3 生活・住まいへの支援

低所得で生活が困難な状態にある世帯の保護者や子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭の保護者は、生活や経済面などで様々な困難を抱えています。

こうした保護者をしっかりと支えていくためには、就業による自立を支援するとともに、子育てや生活を支えるための支援策の一層の充実・強化を図っていく必要があります。

また、離婚等により生活や子供の養育が困難になった母子家庭に対して、子どもと一緒に利用でき、自立に向けた支援が受けられる施設が必要です。

(生活への支援)

生活の安定に向けて、各種手当などの金銭面での給付や貸与と併せて、現物給付（サービス）等を組み合わせるなど、子どもたちへの貧困の連鎖を断ち切る国の施策と連動して、経済的な支援策の充実・強化に取り組みます。

(住まいへの支援)

住まいは生活の重要な基盤です。子育てと就労等との両立が可能となるよう、住居の安定確保を図ることにより、子どもたちの健やかな成長を育む生活・子育て環境の整備に取り組みます。

(主な具体的な取組)

(生活への支援)

- ① 市町村が行う乳幼児にかかる医療費の助成やひとり親家庭に対して市町村が実施する医療費の自己負担分の助成を支援します。 【健康政策部・地域福祉部】
- ② 母子生活支援施設において、母子支援員による相談対応や専門機関への紹介、心理士による心理療法、少年指導員による学習指導など自立に向けた日常生活や就労の支援、子育て支援の充実を図ります。 【地域福祉部】
- ③ 18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。 【教育委員会】（再掲）
- ④ 新・放課後子ども総合プランでは、働く保護者のニーズに応じた放課後児童クラブなどの開設時間の延長や就学援助世帯等の子どもたちの利用料の減免に対する財政支援を行います。 【教育委員会】
- ⑤ 高等学校において、経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学支援金の支給により、授業料の軽減を図るとともに、低所得世帯を対象に奨学給付金を給付することにより、教科書や教材費、学用品、PTA会費等の授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。
また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与をさらに進めます 【文化生活スポーツ部・教育委員会】
- ⑥ 児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金などの経済的な支援制度による支援により、ひとり親家庭の親子の健康維持と生活の安定を図ります。 【地域福祉部】
- ⑦ 生活困窮者の相談支援事業に取り組み、必要に応じて適切な支援機関につなぐとともに、

家計に課題のある生活困窮者に対し、家計収支の適切な状況把握や家計改善の意欲を高めるための支援を実施します。【地域福祉部】

- ⑧ ひとり親家庭の養育費の取り決めや履行確保などに関する問題を解決するため、弁護士等専門家による法律相談を実施します。【地域福祉部】

(住まいへの支援)

- ⑨ 離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失又はその恐れのある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

また、ひとり親家庭等に対しては、住宅資金や転宅資金の貸し付けなどを通じて、住宅支援に取り組みます。【地域福祉部】

- ⑩ 高知県居住支援協議会において、関連制度などの情報を提供するとともに、関係団体等と連携し、空き家情報など住まいに関する情報発信の充実を図ります。

また、県営住宅入居者の選考にあたり、子育て支援の観点から、小学校入学前の子どもがいる世帯や20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯等については、当選確率を高める優遇措置を実施します。【土木部】

4 就業への支援

ひとり親家庭の保護者等への就労支援は、単に職を得るにとどまらず、正規雇用につながるなど世帯所得の増大その他の職業生活の安定と向上を図ることが、喫緊の課題となっています。

また、育児をしている女性も、有業率が上昇する一方、出産や子育て離職した女性の割合が全国平均を上回っていることから、働きながら子育てしやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

このため、ハローワーク等就業支援機関と連携した就業支援や自立に向けた資格取得の支援、更には、一人一人のキャリアアップ支援など、それぞれが置かれている状況に応じたきめ細かな支援に取り組めます。

また、ひとり親家庭の保護者等が子育てと就業や学び直し、更には求職活動などを両立していくためには、就業状況等に応じた多様な保育サービスの提供やファミリー・サポート・センター事業などの、子ども・子育て支援施策の充実・強化を図るとともに、育児に関する休暇等を取得しやすい職場環境を整備するなど、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。

(主な具体的な取組)

- ① ひとり親家庭等の家庭の状況や職業の適性、就業経験、職業訓練の必要性など、一人一人の状況に応じた就業相談や、就業情報の提供、就業のあっせんなど、ニーズに応じたきめ細かな就業支援をひとり親家庭等就業・自立支援センターと高知家の女性しごと応援室の連携を強化して支援を行います。【地域福祉部】
- ② 児童扶養手当受給者の職業的自立を支援するため、生活や子育ての状況、求職活動や職

業能力開発の取組等の状況など、個々のケースに応じた母子・父子自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携するなど、就業に至るまでの支援を行います。【地域福祉部】

- ③ 高知家の女性しごと応援室において、就職を希望する母親に対して、一人一人の適性や経歴に応じたキャリア・コンサルティングや職業訓練などのスキルアップの機会への誘導、更には、幅広い求人情報を通じて職業紹介を行うなど、母子家庭の母親の生活環境や子育て事情に配慮しながら、安定した就労に向け、より一層きめ細かな支援を行います。

【文化生活スポーツ部】

- ④ ひとり親家庭の親などの子育て負担の軽減につなげるため、地域の子育て力を活かした支え合いの仕組みとなるファミリー・サポート・センターについて、県内全域での事業の充実に向けて支援します。

【文化生活スポーツ部】（再掲）

- ⑤ 保育所等、放課後児童クラブ等と連携し、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、ファミリー・サポート・センターの会員登録へつなぐ仕組みづくりに取り組みます。

【文化生活スポーツ部】

- ⑥ 母子家庭の母親等が、民間教育訓練機関を活用した職業訓練を受ける際には、速やかに訓練が受けられるよう優先枠を設定し、早期の就職を支援します。

また、訓練を受講する際に、保育サービスの確保ができない方には、訓練受講中の託児サービスを提供します。

【商工労働部】

- ⑦ ひとり親家庭の親が、一定の講座を受講した場合に受講料を補助する自立支援教育訓練給付金や、経済的な自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を給付します。

また、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学・就職を容易にすることにより、自立の促進を図ります。

【地域福祉部】

- ⑧ ひとり親家庭の親と子が、より良い条件での就職や転職につながるよう受講した高卒認定試験合格のための講座を修了及び合格した際には、受講費用の一部を支給します。

【地域福祉部】

- ⑨ 直ちに就労することが困難な生活困窮者の就労による自立を支援するため、半日や週3日といった柔軟な働き方のできる認定就労訓練事業所において就労訓練を受けた後に、一般就労へとつなげていく取組を実施します。

【地域福祉部】

- ⑩ 誰もが働きやすく、働き続けられる職場環境を目指し、次世代育成支援などに積極的に取り組む企業をワークライフバランス推進企業として認証し、ホームページや広報紙への掲載等により、企業の社会的評価の向上を図るとともに、認証企業の増加を促進します

【商工労働部】

- ⑪ 時間単位年休制度の導入に向けて、女性の就業者数が多い医療福祉職場等を中心に、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」への登録の働きかけを強化するとともに、同制度の導入を検討している企業の実態に応じて、HOW-TO本の発行や交流会の開催等の支援を行います。

【地域福祉部】

Ⅲ 計画の指標及び目標

本計画では、関連施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、45の指標及び目標値を設定します。このうち、国の大綱で掲げているものは、17項目となっています（国指標は全39項目）。

○子どもたちへの支援策

区分	指標名	直近値	目標値	貧困大綱指標（参考）	
1	乳幼児健康診査の受診率	1歳6カ月児	97.1% (H30年度)	98.0%	-
		3歳児	96.9% (H30年度)	98.0%	-
2					
3	ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）	88.1% (H27年)	※	81.7%	
4	児童発達支援センターの設置数	6箇所 (R元年度)	12箇所	-	
5	健診後のアセスメントの場への専門職（心理職・言語聴覚士等）が関与している市町村数	18市町村 (R元年度)	全市町村	-	
6	放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）	96.3% (R元年度)	100.0%	-	
7	朝食を毎日食べる子どもの割合	小学校	小5男子 80.4% 小5女子 81.2% (R元年度)	全国平均以上 (R元参考： 男子 82.2%、 女子 82.3%)	-
8		中学校	中2男子 79.6% 中2女子 73.1% (R元年度)	全国平均以上 (R元参考： 男子 81.6%、 女子 78.2%)	-
9	90日以上欠席している不登校児童生徒がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等で支援や相談を受けている割合	小学校	-	100.0%	-
10		中学校	-	100.0%	-
11		高等学校	-	100.0%	-
12	小・中学校の不登校児童生徒数（千人あたり）	20.9人 (H30年度)	全国平均 16.9人 (H30年度)	-	
13	生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率	93.1% (H30.4.1)	県全体の 平均レベル	93.7%	
14	児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進学率	100% (H30.5.1)	(参考) H30進学率 98.7%	95.8%	
15	ひとり親世帯の子どもの中学校卒業後の進学率	97.7% (H27.8.1)		95.9%	
16	生活保護世帯の子どもの高校等卒業後の進学率	60.8% (H30.4.1)	県全体の 平均レベル	36.0%	
17	児童養護施設の子どもの高校等卒業後の進学率	48.3% (H30.5.1)	(参考) H30進学率 66.2%	30.8%	
18	ひとり親世帯の子どもの高校等卒業後の進学率	58.9% (H27.8.1)		58.5%	
19	高校2年生の1月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合	24.2% (R元年度：高3)	10%以下	-	
20	高等学校卒業後の進路未決定率	5.5% (H30年度末) 公立(全、定、通)	3%以下	-	
21	高等学校中途退学率	1.7% (H30年度)	全国平均 1.4% (H30年度)	1.4%	
22	高等学校の不登校生徒数（千人あたり）	17.1人 (H30年度)	全国平均 16.3人 (H30年度)	-	
23	生活保護世帯に属する子どもの高等学校中途退学率	5.8% (H30.4.1)	全国平均 4.1% (H30.4.1)	4.1%	
24	刑法犯少年・触法少年（刑法）の再非行率	33.1% (H30年)	全国平均 29.9% (H30年)	-	
25	子ども食堂の設置か所数	76か所 (R元.12月末)	120か所	-	
26	子ども家庭総合支援拠点設置数	2か所 (R元年度)	全市町村 (R4年度)	-	
27	里親等委託率	19.0% (H30年度)	32.0% (R5年度)	-	

○保護者等への支援策

区分	指標名	直近値	目標値	貧困大綱指標（参考）
28	園庭開放または子育て相談の実施率	82.5% (R元年度)	100.0%	—
29	一時預かり事業の実施か所数	24市町村 102か所 (R元年度)	26市町村 110か所 (R5年度)	—
30	延長保育事業の実施か所数	13市町村 137か所 (R元年度)	14市町村 140か所 (R5年度)	—
31	病児保育事業の実施か所数	9市町村 22か所 (R元年度)	10市町村 24か所 (R5年度)	—
32	ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数（両方会員含む）	684人 (H30年度末)	900人 (R5年度末)	—
33	高知版ネウボラに取り組む市町村数	—	全市町村 (R5年度)	—
34	高知県ワークライフバランス推進延べ認証企業	344社 (R元年度)	510社 (R5年度)	—
35	時間単位年次有給休暇制度導入率	29.0% (R元年)	37.8% (R5年)	—
36	高知家の女性しごと応援室を活用した就職者数	668人 (H26～30年度累計)	800人 (R2～5年度累計)	—
37	ひとり親家庭の勤務先での正規雇用率	母子世帯 56.7% (H27年) (全国平均参考：47.4%)	65.0%	—
38	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 80.1% (H27年)	※	80.8%
39		父子世帯 86.4% (H27年)	※	88.1%
40	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 52.6% (H27年)	※	44.4%
41		父子世帯 66.6% (H27年)	※	69.4%
42	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯 —	※	42.9%
43		父子世帯 —	※	20.8%
44	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子世帯 〔世帯数：参考〕 77.3% (H27年)	※	69.8%
45		父子世帯 〔世帯数：参考〕 94.3% (H27年)	※	90.2%

※令和2年度に実施予定の高知県ひとり親家庭実態調査を元に、設定予定

○「高知版ネウボラ」とは

「ネウボラ」とはフィンランド語で「アドバイスの場所」という意味です。（「ネウボ（neuvo）＝アドバイス」、「ラ（la）＝場所」）フィンランドのネウボラは、担当保健師が中心となって、子どもやその家族を支援するための地域拠点です。

「高知版ネウボラ」は妊娠期から子育て期までの家庭を対象として、妊娠・出産・子育てに関する関係機関によるネットワークを構築することにより、必要な支援サービスを切れ目なくつなぐ仕組みのことで

(参考) 子どもの貧困に関する国の39の指標の内、目標を設定しないもの

指標名		貧困大綱 指標	県直近値 (参考)
1	全世帯の子どもの高等学校中退者数	48,594人	334人 (H30年度)
2	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	50.9%
3		中学校	58.4%
4	スクールカウンセラーの配置率	小学校	67.6%
5		中学校	89.0%
6	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	65.6%	—
7	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	47.2%
8		中学校	56.8%
9	高等教育の修学支援新制度の利用者数	大学	—
10		短期大学	—
11		高等専門学校	—
12		専門学校	—
13	電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯）	電気料金	14.8%
		ガス料金	17.2%
		水道料金	13.8%
14	電気、ガス、水道料金の未払い経験（子どもがある全世帯）	電気料金	5.3%
		ガス料金	6.2%
		水道料金	5.3%
15	食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	食料が買えない経験	34.9%
		衣服が買えない経験	39.7%
16	食料又は衣服が買えない経験（子どもがある全世帯）	食料が買えない経験	16.9%
		衣服が買えない経験	20.9%
17	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	重要な事柄の相談	8.9%
		いざというときのお金の援助	25.9%
18	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合（等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ＋分位）	重要な事柄の相談	7.2%
		いざというときのお金の援助	20.4%
19	子どもの貧困率	国民生活基礎調査	13.9%
20		全国消費実態調査	7.9%
21	ひとり親世帯の貧困率	国民生活基礎調査	50.8%
22		全国消費実態調査	47.7%

(参考) 令和2年度 子どもの貧困対策関連施策の一覧

(単位: 千円)

		予算額	
I 子どもたちへの支援策			
1 就学前教育・保育の充実			
1		スクールソーシャルワーカー活用事業(保育所・幼稚園等)	13,637 幼保支援課
2		特別支援保育推進事業(特別支援保育・教育推進事業費補助金)	15,301 //
3		幼児教育の推進体制充実事業(特別支援研修)	850 //
小 計 (3事業)		29,788	
2 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化 〔ア放課後等における学習の場の充実、イ相談支援体制の充実・強化、ウ地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進、エ子どもの健康づくりの推進〕			
1		放課後等における学習支援事業	173,335 小中学校課
2		コミュニティスクール推進事業	3,955 //
3		管理指導諸費(コミュニティスクール学校運営協議会)	1,065 //
4		高校教育推進費(学習支援員)	13,052 //
5	拡	新・放課後子ども総合プラン推進事業	707,035 生涯学習課
6	拡	地域学校協働活動推進事業	86,893 //
7		相談支援体制充実費(スクールソーシャルワーカー活用事業)	381,983 人権教育課
8		相談支援体制充実費(スクールカウンセラー等活用事業)	120,194 //
9		心の教育センター相談支援事業	62,209 //
10		自殺対策事業費(かかりつけ医等心の健康対応力向上研修委託料)	1,032 障害保健支援課
11		食育推進支援事業	1,305 保健体育課
12	拡	健康づくり推進事業費(子どもの健康的な生活習慣支援事業、地域食育推進事業)	6,708 健康長寿政策課
13		歯科保健事業費(子どもの健口応援推進事業)	1,141 //
小 計 (13事業)		1,559,907	
3 多様なニーズに対応した学びの場の提供及び就労支援			
1		専修学校運営費等補助金	8,749 私学・大学支援課
2		高知県公立大学法人運営費交付金	4,378,541 //
3		就職支援相談センター事業 (ジョブカフェうち)	74,567 雇用労働政策課
4		高等技術学校(就職支援コーディネーター配置事業等)	2,338 //
5	拡	若者の学びなおしと自立支援事業	50,647 生涯学習課
6	新	夜間中学校の設置促進推進事業	1,241 高等学校課
小 計 (6事業)		4,516,083	
4 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援(高知版ネウボラの推進) 〔ア「子ども食堂」などによる居場所の確保、充実 イ発達障害児を社会全体で見守り育てる地域づくり〕			
1	拡	子どもの居場所づくり推進事業(子ども食堂への支援)	18,592 児童家庭課

2		地域コーディネーター活用事業	206	〃
3		発達障害児・者支援体制整備事業費	13,463	障害福祉課
4		発達障害専門医養成研修事業費	12,992	〃
5		児童青年期精神医学講座開設寄附金	23,000	〃
小 計 (5事業)			68,253	
5 少年非行防止対策の推進(高知家の子ども見守りプランの推進)				
1		青少年対策推進費(深夜徘徊と万引き防止に向けた官民協働の取組)	120	児童家庭課
2		青少年対策推進費(民生・児童委員などによる地域の見守り活動)	0	〃
3		青少年対策推進費(就労体験講習委託料等)	867	〃
4		相談支援体制充実費(学校ネットパトロール事業)	2,881	人権教育課
5	拡	相談支援体制充実費(SNS等を活用した相談事業)	8,854	〃
小 計 (5事業)			12,722	
6 経済的負担の軽減				
1		専修学校生修学支援補助金	1,360	私学・大学支援課
2		夢・志チャレンジ育英資金給付事業	27,475	〃
3	新	専門学校授業料等減免費交付金	316,513	〃
小 計 (3事業)			345,348	
7 社会的養育の充実				
1		里親養育包括支援事業	30,542	児童家庭課
2		児童養護施設等児童措置委託料	2,219,109	〃
3		産休等代替職員雇用事業費補助金	1,393	〃
4		入所児童自立支援等事業費補助金	12,484	〃
5		社会的養護自立支援事業	51,390	〃
6		児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金	1,340	〃
7		児童自立支援施設管理運営費	57,012	〃
8	拡	児童養護施設等環境改善事業費補助金	8,000	〃
9		乳児院等多機能化推進事業費補助金	4,962	〃
10	新	児童養護施設等体制強化事業	5,937	〃
11	新	児童養護施設等施設整備補助金	15,000	〃
小 計 (11事業)			2,407,169	
8 児童虐待防止対策の推進(子どもたちの命の安全・安心の確保)				
1	拡	児童相談所機能強化事業費	7,268	児童家庭課
2		児童相談所電話対応専門員配置	5,676	〃
3		児童家庭支援センター設置	66,216	〃
4		一時保護委託料	14,093	〃
5	拡	中央一時保護所費(第三者評価委託、弁護士等への子どもの意見聴取手続含む)	71,192	〃

6	児童養護施設・保育所・市町村職員等資質向上事業等	1,561	〃
7	児童相談関係機関職員研修事業	1,108	〃
8	身元保証人確保等対策事業	861	〃
9	児童相談連携支援事業費	149	〃
10	児童虐待防止対策事業費	2,321	〃
11	児童家庭支援センター指導委託費	25,680	〃
12	電話相談事業委託料	984	〃
13	児童虐待対応職員配置	7,989	〃
14	研修コーディネーター配置	2,068	〃
15	子どもの見守り体制推進交付金	21,176	〃
小 計 (15事業)		228,342	
合 計 [1~8:61事業]		9,167,612	
II 保護者等への支援策			
1 親育ち支援の充実			
〔ア保育者の親育ち支援力の強化、イ保護者の子育て力向上のための支援の充実、ウ保育所、幼稚園等と家庭や地域等との連携の強化〕			
1	親育ち支援啓発事業	2,649	幼保支援課
2	親育ち支援保育者スキルアップ事業	2,092	〃
3	基本的な生活習慣向上事業	2,005	〃
4	多機能型保育支援事業	11,767	〃
5	家庭支援推進保育事業(保育サービス等推進総合補助金)	44,131	〃
小 計 (5事業)		62,644	
2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援(高知版ネウボラ)			
1	助産施設措置委託料	7,700	児童家庭課
2	子どもの見守り体制推進事業	21,176	〃
3	母体管理支援事業費	47,068	健康対策課
4	健やかな子どもの成長・発達支援事業費	13,326	〃
5	地域子育て支援推進事業(インターネットホームページ保守等委託料)	1,796	児童家庭課
6	地域子育て支援推進事業(子育て支援員等研修事業委託料)	1,920	〃
7 拡	地域子育て支援推進事業(地域子ども・子育て支援事業費補助金 6事業分)	125,999	〃
8	地域子育て支援推進事業(安心子育て応援事業費補助金)	15,132	〃
9 拡	地域子育て支援推進事業(その他)	13,294	〃
小 計 (9事業)		247,411	
3 生活・住まいへの支援			
1	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	105	地域福祉政策課
2	ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置	0	住宅課
3	乳幼児医療費補助金	382,510	健康対策課

4		ひとり親家庭医療費補助金	244,669	児童家庭課
5		児童扶養手当費	555,316	〃
6		母子・父子自立支援員設置	5,514	〃
7	拡	母子父子寡婦福祉資金貸付事業等	50,291	〃
8	拡	生活困窮者自立相談支援事業	84,606	地域福祉政策課
9		生活困窮者家計改善支援事業	11,043	〃
10		生活保護生活扶助費	1,126,662	福祉指導課
11		生活保護扶助費(教育扶助)	8,434	〃
12		生活保護扶助費(生業費における高等学校等就学費)	5,369	〃
13		高知県高等学校等奨学金事業費	248,971	高等学校課
14		高等学校等就学支援金事業費	1,512,734	〃
15		私立高等学校等再就学支援金交付金	1,958	私学・大学支援課
16	拡	私立学校授業料減免補助金	101,416	〃
17	拡	私立高等学校等就学支援金交付金	1,137,867	〃
18		私立中学校等修学支援実証事業費補助金	26,145	〃
19		私立高校生等奨学給付金扶助費	65,154	〃
20		多子世帯保育料軽減事業費補助金	85,576	幼保支援課
小 計 (20事業)			5,654,340	
4 就業への支援				
1		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金	184	児童家庭課
2		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金	18,652	〃
3		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	1,487	〃
4		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金等	200	〃
5		ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	4,977	〃
6		被保護者就労支援事業	13,243	福祉指導課
7		被保護者就労準備支援事業	3,545	〃
8		生活困窮者就労準備支援事業	7,356	地域福祉政策課
9	拡	生活困窮者就労訓練事業所支援事業	5,503	〃
10	新	生活困窮者就労訓練事業所支援事業費補助金	1,431	〃
11	拡	女性活躍推進事業費(女性就労支援事業(高知家の女性しごと応援室)、ファミリー・サポート・センター事業)	78,825	県民生活・男女共同参画課
12		委託訓練事業	330,199	雇用労働政策課
13	拡	ワーク・ライフ・バランス推進事業費	15,547	〃
小 計 (13事業)			481,149	
合 計 [1~4:47事業]			6,445,544	
総 合 計 [1+2:108事業]			15,668,204	

SDGsの17ゴールの達成に向けた 第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画の取組

	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
I 子どもたちへの支援策									
1 就学前教育・保育の充実			●	●					●
2 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化			●	●					●
3 多様なニーズに対応した学びの場の提供及び就労支援				●		●			●
4 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援（高知版ネウボラの推進）	●	●	●	●				●	●
5 少年非行防止対策の推進（高知家の子ども見守りプラン）	●	●	●	●		●		●	●
6 経済的負担の軽減	●	●	●	●					●
7 社会的養育の充実	●	●	●				●	●	●
8 児童虐待防止対策の推進（子どもたちの命の安全・安心の確保）	●	●	●	●				●	●
II 保護者等への支援									
1 親育ち支援の充実			●	●			●	●	●
2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援（高知版ネウボラの推進）	●		●	●			●	●	●
3 生活・住まいへの支援	●	●	●	●		●	●	●	●
4 就業への支援	●				●	●	●		●

SDGs（持続可能な開発目標）

【持続可能な開発目標（SDGs）とは】

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。（出典：外務省HP）



普遍性	先進国を含め、全ての国が行動	統合性	社会・経済・環境に統合的に取り組む
包摂性	人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」	透明性	定期的にフォローアップ
参画性	全てのステークホルダーが役割を		

第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画

高知県地域福祉部 児童家庭課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

TEL. 088-823-9655 FAX. 088-823-9658